

**平成 29 年度
地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果 抜粋版)**

目次

1	調査目的	3
2	調査概要	3
2-1	調査対象と調査方法	3
2-2	調査項目	3
2-3	回答状況	4
3	調査結果	6
3-1	調達方針及び契約方針について	6
3-1-1	方針の策定及び具体的な取組（問2-1、問2-2、問2-3）	6
3-1-2	方針の策定状況（問2-1、問2-2、問2-4）	8
3-1-3	単独での方針策定の状況（問2-1）	10
3-1-4	環境基本計画等の策定状況及び公表状況（問2-2）	12
3-1-5	方針以外の具体的な取組（問2-3）	15
3-1-6	方針の策定見込み（問2-4、問2-6）	17
3-1-7	方針の策定条件（問2-5、問2-7）	19
3-2	環境配慮契約法に関するアンケート調査	21
3-2-1	環境配慮契約の契約案件の有無（問4-1）	211
3-2-2	各分野で随意契約を行っている理由（問4-2）	28
3-2-3	環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問4-3）	34
3-2-4	環境配慮契約を実施できない要因（問4-5）	42
3-2-5	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問4-6）	48
3-2-6	環境配慮契約に際して参考にしているもの（問4-7）	49
3-2-7	環境配慮契約実績の把握と公表について（問4-8）	50
3-2-8	環境配慮契約の効果及びその定量把握（問4-9）	54
3-2-9	定量効果の把握における具体的な方法（問4-10）	56

※グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項（問3-1～問3-11、問5-1～問5-7）についての調査結果は掲載していない。

平成 29 年度グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

1 調査目的

持続的発展可能な循環型社会の構築のために、グリーン購入及び環境配慮契約を普及し拡大する上で、地方公共団体が果たす役割は大きく、一層の取組の推進が求められている。本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に係る取組の実施状況等を調査し、地域の実情に即した推進策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査概要

2-1 調査対象と調査方法

調査対象：全国 1,788 地方公共団体環境担当部局又は調達担当部局

(47 都道府県、20 政令市、793 区市、928 町村、平成 29 年 10 月 6 日時点)

調査時期：平成 29 年 8 月 25 日～平成 29 年 10 月 6 日

調査方法：郵送にて調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票を E メールにより返送のあった回答を集計(一部は電話ヒアリング及び FAX での回答も含む)

2-2 調査項目

調査項目は次のとおりである。

<グリーン購入法関連>

- ・基本方針及び調達方針等の策定状況
- ・方針策定以外の取組
- ・グリーン購入（個別品目毎も含む）の実施状況、実績及び課題
- ・グリーン購入法の調達品目以外の独自の品目及び判断基準
- ・グリーン購入による効果把握方法

<環境配慮契約法関連>

- ・環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ・各契約類型の契約案件、契約割合、随契理由
- ・各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ・環境配慮契約に当たっての阻害要因、国の施策、参考情報、効果
- ・環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

<環境配慮促進法関連>

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1. アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	方針の単独での策定状況	問 4-2	各分野で随意契約を行っている理由
問 2-2	環境基本計画等の策定状況	問 4-3	環境配慮契約の組織的取組状況
問 2-3	方針策定以外の具体的な取組	問 4-4	環境配慮契約を実施する上での課題
問 2-4 問 2-6	方針の今後の策定予定	問 4-5	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取り組み
問 2-5 問 2-7	方針策定に必要とされる条件	問 4-6	環境配慮契約に際して参考にしているもの
問 3-1	グリーン購入の組織的取組状況	問 4-7	契約実績の把握と公表
問 3-2	グリーン購入を実施できない要因	問 4-8	環境配慮契約の効果及びその定量把握
問 3-3	グリーン購入に際して参考にしているもの	問 4-9	定量効果の把握における具体的な方法
問 3-4	判断基準を満たした物品等の購入状況	問 4-10	契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等
問 3-5	グリーン購入法の対象品目以外で実施している品目及び判断の基準	問 4-11	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 3-6	調達実績の把握と公表	問 5-1	環境配慮促進法に基づく情報の公表状況
問 3-7	調達実績の集計方法	問 5-2	環境配慮促進法に基づく情報の公表手段
問 3-8	グリーン購入の効果及びその定量把握	問 5-3	情報公表に当たっての課題
問 3-9	定量効果の把握における具体的な方法	問 5-4	調達対象事業者への考慮状況
問 3-10	グリーン購入の進展に必要と思われる国の取り組み	問 5-5	調達対象事業者に対して考慮しているもの
問 3-11	グリーン購入全般に関する意見や要望等	問 5-6	調達対象事業者に対する入札時の対応
問 4-1	環境配慮契約の契約案件	問 5-7	調達対象事業者の考慮による効果

2-3 回答状況

地方公共団体の規模別及び都道府県別の回答数及び回答率は次の表のとおりである。

表 2. 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100% (0.0%)
区市	793	783	98.7% (0.3%増)
町村	928	888	95.7% (1.8%減)
合計	1,788	1,738	97.2% (1.1%増)

表3. 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	34	34	100%
	町村	144	139	97%
	合計	180	175	97%
青森県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	30	30	100%
	合計	41	41	100%
岩手県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	13	93%
	町村	19	17	89%
	合計	34	31	91%
宮城県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%
	町村	21	20	95%
	合計	36	35	97%
秋田県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	12	12	100%
	合計	26	26	100%
山形県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	22	22	100%
	合計	36	36	100%
福島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	46	45	98%
	合計	60	59	98%
茨城県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	32	32	100%
	町村	12	12	100%
	合計	45	45	100%
栃木県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	11	11	100%
	合計	26	26	100%
群馬県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	12	100%
	町村	23	22	96%
	合計	36	35	97%
埼玉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	39	39	100%
	町村	23	21	91%
	合計	64	62	97%
千葉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	36	34	94%
	町村	17	16	94%
	合計	55	52	95%
東京都	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	49	49	100%
	町村	13	13	100%
	合計	63	63	100%
神奈川県	都道府県、政令市	4	4	100%
	区市	16	16	100%
	町村	14	11	79%
	合計	34	31	91%
新潟県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	19	19	100%
	町村	10	10	100%
	合計	31	31	100%
富山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	9	90%
	町村	5	5	100%
	合計	16	15	94%
石川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	8	8	100%
	合計	20	20	100%
福井県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	8	8	100%
	合計	18	18	100%
山梨県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	14	13	93%
	合計	28	27	96%
長野県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%
	町村	58	56	97%
	合計	78	76	97%
岐阜県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	19	90%
	町村	21	21	100%
	合計	43	41	95%
静岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	21	21	100%
	町村	12	12	100%
	合計	36	36	100%
愛知県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	37	37	100%
	町村	16	16	100%
	合計	55	55	100%
三重県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	15	15	100%
	合計	30	30	100%
滋賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	6	6	100%
	合計	20	20	100%
京都府	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	14	100%
	町村	11	10	91%
	合計	27	26	96%
大阪府	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	31	31	100%
	町村	10	10	100%
	合計	44	44	100%
兵庫県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	28	28	100%
	町村	12	12	100%
	合計	42	42	100%
奈良県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	11	92%
	町村	27	25	93%
	合計	40	37	93%
和歌山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	21	21	100%
	合計	31	31	100%
鳥取県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	4	4	100%
	町村	15	13	87%
	合計	20	18	90%
島根県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	11	11	100%
	合計	20	20	100%
岡山県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	13	93%
	町村	12	11	92%
	合計	28	26	93%
広島県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%
	町村	9	9	100%
	合計	24	24	100%
山口県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	12	92%
	町村	6	6	100%
	合計	20	19	95%
徳島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	16	14	88%
	合計	25	23	92%
香川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	9	8	89%
	合計	18	17	94%
愛媛県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	9	9	100%
	合計	21	21	100%
高知県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	23	22	96%
	合計	35	34	97%
福岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	26	25	96%
	町村	32	31	97%
	合計	61	59	97%
佐賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	10	10	100%
	合計	21	21	100%
長崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	12	92%
	町村	8	5	63%
	合計	22	18	82%
熊本県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%
	町村	31	29	94%
	合計	46	44	96%
大分県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	4	4	100%
	合計	19	19	100%
宮崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	17	17	100%
	合計	27	27	100%
鹿児島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%
	町村	24	22	92%
	合計	44	42	95%
沖縄県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	30	28	93%
	合計	42	40	95%
全体	都道府県、政令市	67	67	100%
	区市	794	783	99%
	町村	927	888	96%
	合計	1788	1738	97%

3 調査結果

3-1 調達方針及び契約方針について

3-1-1 方針の策定及び具体的な取組（問2-1、問2-2、問2-3）

■グリーン購入

グリーン購入法の調達方針の策定においては、「単独で策定している」は26.7%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると53.5%であった。「なんらかの文書で取り組んでいる」4.9%を含めると、全体の約6割がグリーン購入に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市では100.0%、区市39.6%、町村9.8%が単独で策定しており、方針未策定団体（区市及び町村）に対する取組促進が必要である。

表4. グリーン購入の調達方針の策定及び具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針	調達方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合計	1738	464	465	85	724	-
	100.0	26.7	26.8	4.9	41.7	-
都道府県、政令市	67	67	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-
区市	783	310	262	45	166	-
	100.0	39.6	33.5	5.7	21.2	-
町村	888	87	203	40	558	-
	100.0	9.8	22.9	4.5	62.8	-

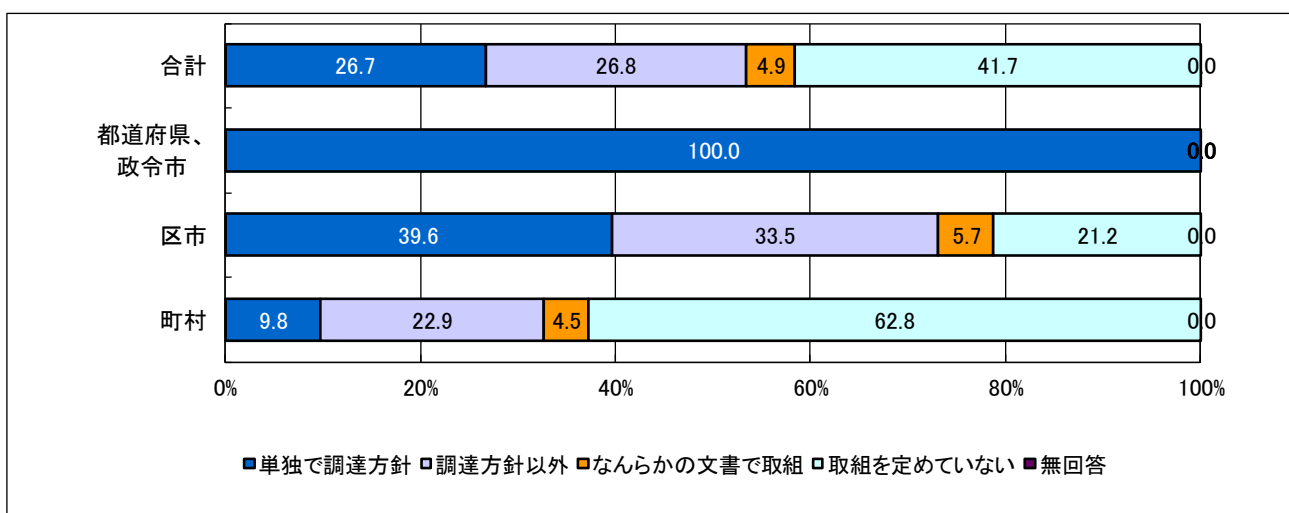


図1. グリーン購入の調達方針の策定及び具体的な取組

■環境配慮契約

環境配慮契約の方針策定においては、「単独で策定している」は全体の 5.5%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると 14.4%であった。「何らかの文書で取組」3.2%を含めると、全体の約 17%が環境配慮契約に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市の 50.7%（「単独で調達方針」・「調達方針以外」・「なんらかの文書で取組」の合計値）が環境配慮契約に取り組んでいるものの、約 5 割は取り組んでいない。区市及び町村においては、更の方針の策定率が低いことから、全体として、方針未策定団体に対して取組を促す必要がある。

表 5. 環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針	調達方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合計	1738	95	154	56	1433	-
	100.0	5.5	8.9	3.2	82.5	
都道府県、政令市	67	22	7	5	33	-
	100.0	32.8	10.4	7.5	49.3	
区市	783	61	89	34	599	-
	100.0	7.8	11.4	4.3	76.5	
町村	888	12	58	17	801	-
	100.0	1.4	6.5	1.9	90.2	

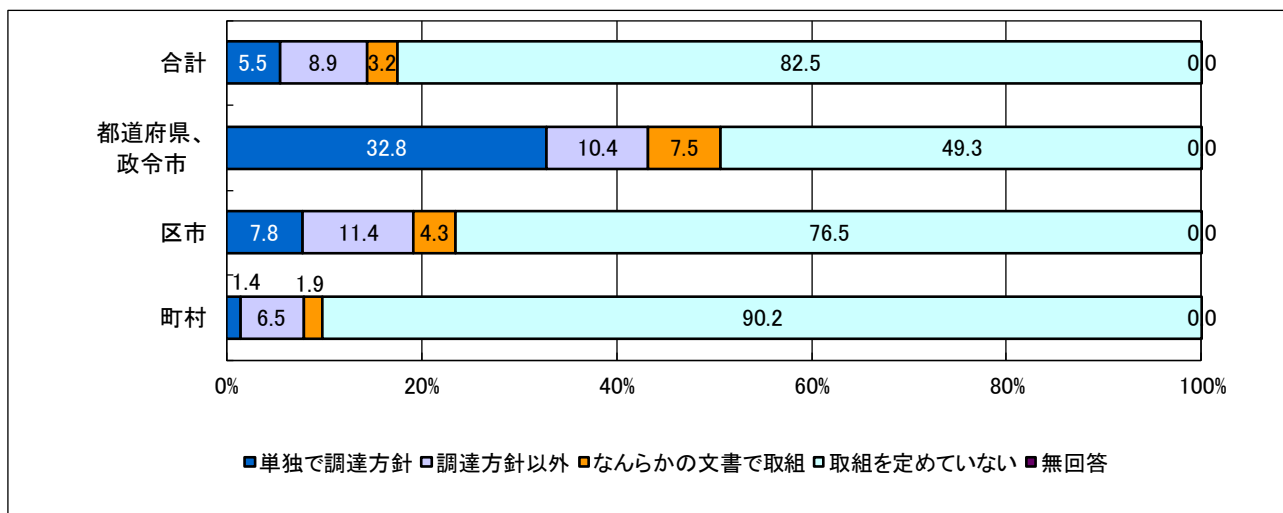


図 2. 環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

3-1-2 方針の策定状況（問2-1、問2-2、問2-4）

■グリーン購入

グリーン購入調達方針の「策定済み」は929件であり、規模別では、都道府県・政令市100.0%、区市73.1%、町村32.7%となっている。過去5年の調達方針の策定団体数の経年変化を見ると、ほぼ横ばい傾向となっていることがわかる。

表6. グリーン購入の調達方針の策定状況

団体分類	件数	策定済み	今後策定予定	具体的な予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1738	929	3	133	522	151
	100.0	53.5	0.2	7.7	30.0	8.7
都道府県、政令市	67	67	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-
区市	783	572	1	41	139	30
	100.0	73.1	0.1	5.2	17.8	3.8
町村	888	290	2	92	383	121
	100.0	32.7	0.2	10.4	43.1	13.6

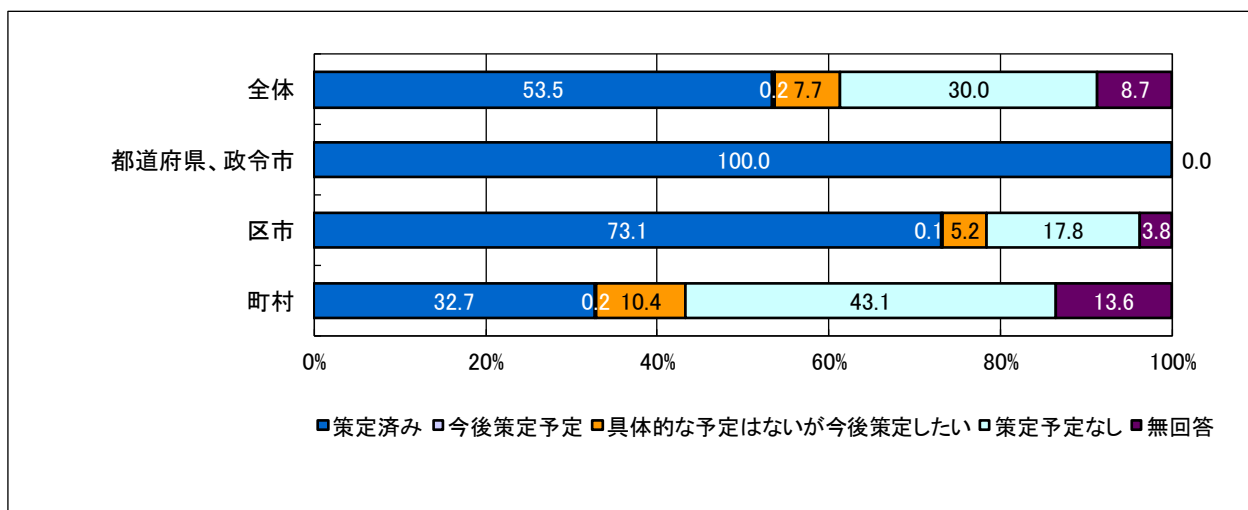


図3. 調達方針の策定状況

表7. 単独での調達方針策定済み団体数の推移

	H29	H28	H27	H26	H25
策定済み団体数	464	467	462	458	427

■環境配慮契約

環境配慮契約方針の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の14.3%を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加している。規模別では、都道府県・政令市43.3%、区市19.2%、町村7.9%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況となっている。

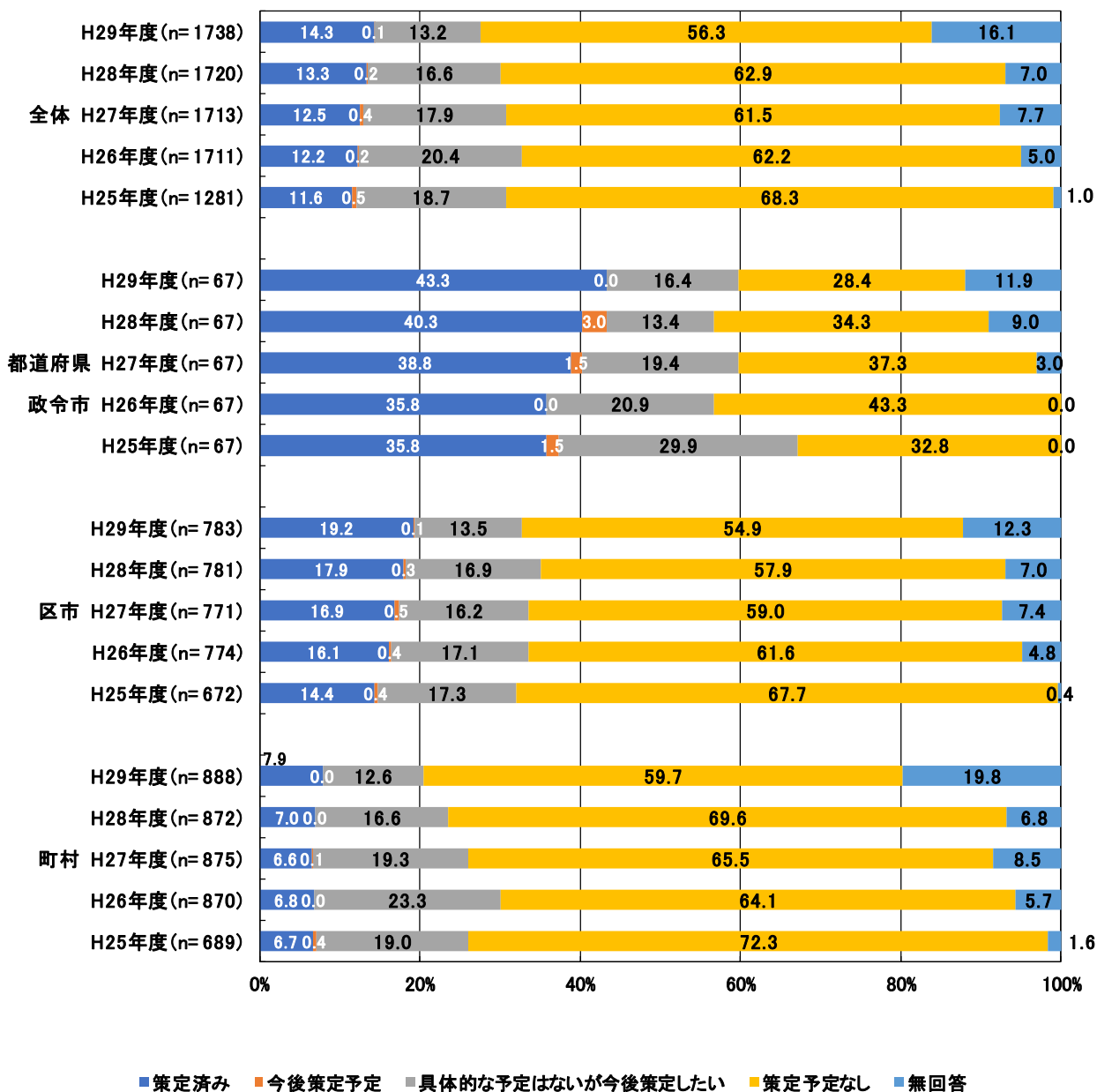


図4. 環境配慮契約方針の策定状況

3-1-3 単独での方針策定の状況（問2-1）

■グリーン購入

グリーン購入単独での調達方針は、全体の26.7%が策定している。都道府県・政令市では100.0%、区市39.6%、町村9.8%が単独策定している。

表8. グリーン購入の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	単独で調達方針を策定していない	無回答
合計	1738	464	1260	14
	100.0	26.7	72.5	0.8
都道府県、政令市	67	67	-	-
	100.0	100.0	-	-
区市	783	310	466	7
	100.0	39.6	59.5	0.9
町村	888	87	794	7
	100.0	9.8	89.4	0.8

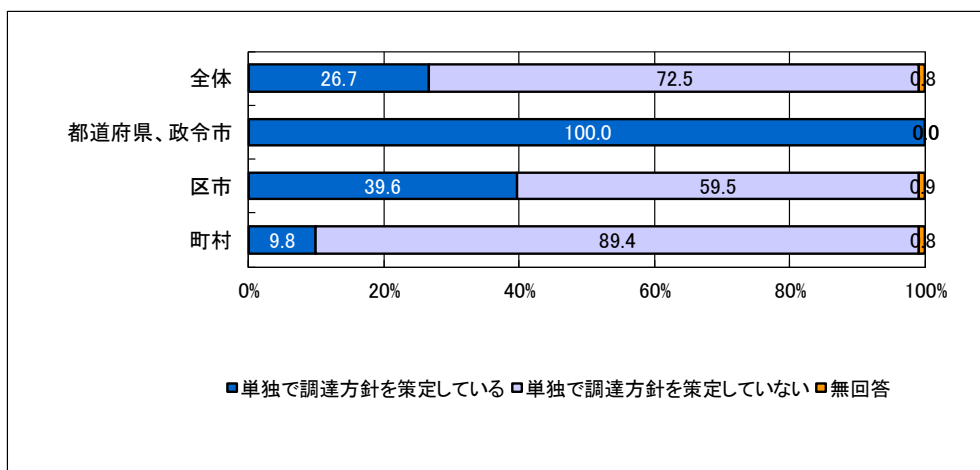


図5. グリーン購入単独での方針策定

■環境配慮契約

環境配慮契約単独での方針策定は、全体の5.5%にとどまっている。都道府県・政令市では32.8%が単独策定しているものの、区市では7.8%、町村1.4%であり、ほとんどが単独では策定していない。また、エリア別に分析したところ、東京都が最も多く、神奈川県、埼玉県、千葉県の間東エリア、兵庫県、大阪府、奈良県、京都府などの関西エリアを中心に策定されている。

表9. 環境配慮契約の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	単独で契約方針を策定していない	無回答
合計	1738	95	1609	34
	100.0	5.5	92.6	2.0
都道府県、政令市	67	22	44	1
	100.0	32.8	65.7	1.5
区市	783	61	705	17
	100.0	7.8	90.0	2.2
町村	888	12	860	16
	100.0	1.4	96.8	1.8

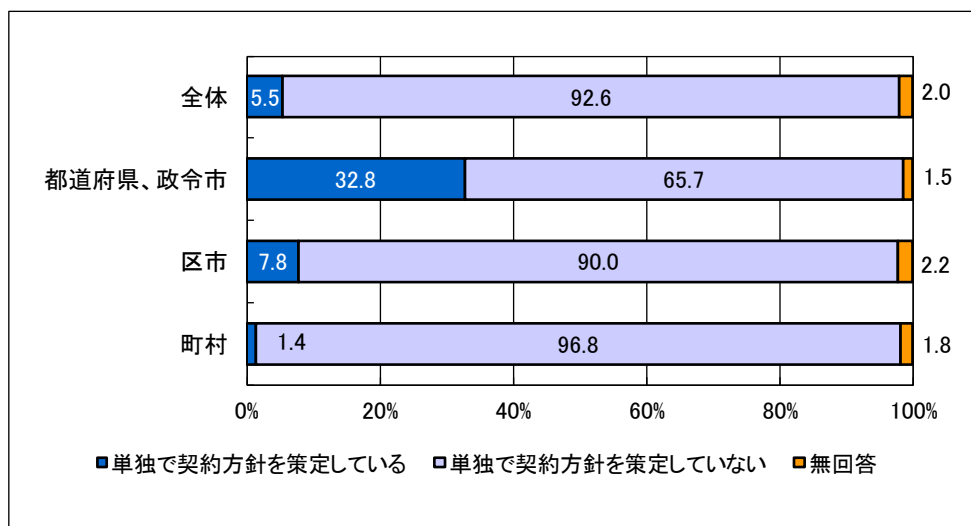


図6. 環境配慮契約単独での方針策定

3-1-4 環境基本計画等の策定状況及び公表状況（問2-2）

■策定状況及び方針の位置付け

単独での方針策定以外に「環境基本計画や要綱等を方針として位置付けている」ものとして、最も多かったのは、「地球温暖化防止に資する計画」が50.3%、「環境施策の基本となる計画」が29.7%となっている。地球温暖化防止に資する計画の中で、「グリーン購入に関連する取組を定めている」と回答したのは684団体、「環境配慮契約に関連する取組を定めている」では150団体であった。

表10. 環境基本計画等の策定状況

策定状況	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	1738	892	802	44
	100.0	51.3	46.1	2.5
環境マネジメントシステム	1738	368	1311	59
	100.0	21.2	75.4	3.4
地球温暖化防止に資する計画	1738	1213	498	27
	100.0	69.8	28.7	1.6
循環型社会形成に資する計画	1738	438	1223	77
	100.0	25.2	70.4	4.4
その他	1738	29	497	1212
	100.0	1.7	28.6	69.7

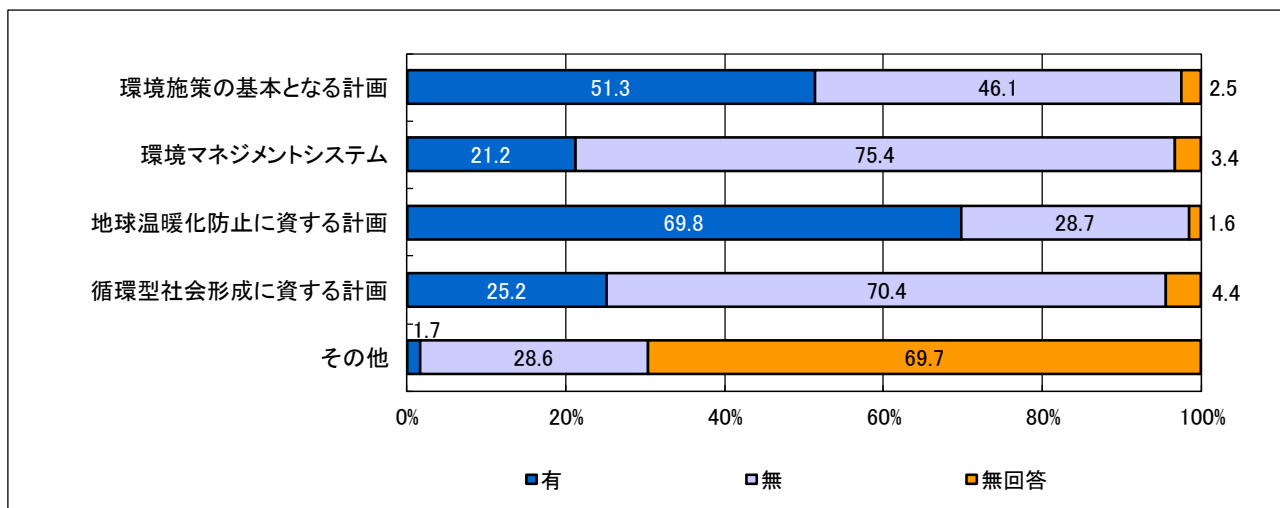


図7. 環境基本計画等の策定状況

表 1 1. 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置付け

団体分類	策定状況「有」の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	その他	無回答
合計	1361 100.0	404 29.7	238 17.5	684 50.3	79 5.8	11 0.8	541 39.8
都道府県、政令市	67 100.0	49 73.1	44 65.7	53 79.1	38 56.7	5 7.5	5 7.5
区市	746 100.0	295 39.5	166 22.3	408 54.7	37 5.0	5 0.7	243 32.6
町村	548 100.0	60 10.9	28 5.1	223 40.7	4 0.7	1 0.2	293 53.5

※問 2-2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

表 1 2. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

団体分類	策定状況「有」の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
合計	1372 100.0	61 4.4	36 2.6	150 10.9	16 1.2	30 2.2	4 0.3	1167 85.1
都道府県、政令市	67 100.0	5 7.5	5 7.5	18 26.9	3 4.5	10 14.9	2 3.0	41 61.2
区市	748 100.0	44 5.9	28 3.7	82 11.0	6 0.8	18 2.4	2 0.3	630 84.2
町村	557 100.0	12 2.2	3 0.5	50 9.0	7 1.3	2 0.4	-	496 89.0

※問 2-2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

■公表状況

環境基本計画等の公表状況は、「環境施策の基本となる計画」が最も高く 90.9%、「地球温暖化防止に資する計画」が 75.1%、「環境マネジメントシステム」が 75.0%となっている。

表 1 3. 環境基本計画等の公表状況

団体分類	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	892	811	52	29
	100.0	90.9	5.8	3.3
環境マネジメントシステム	368	276	73	19
	100.0	75.0	19.8	5.2
地球温暖化防止に資する計画	1213	911	230	72
	100.0	75.1	19.0	5.9
循環型社会形成に資する計画	438	270	114	54
	100.0	61.6	26.0	12.3
その他	29	18	5	6
	100.0	62.1	17.2	20.7

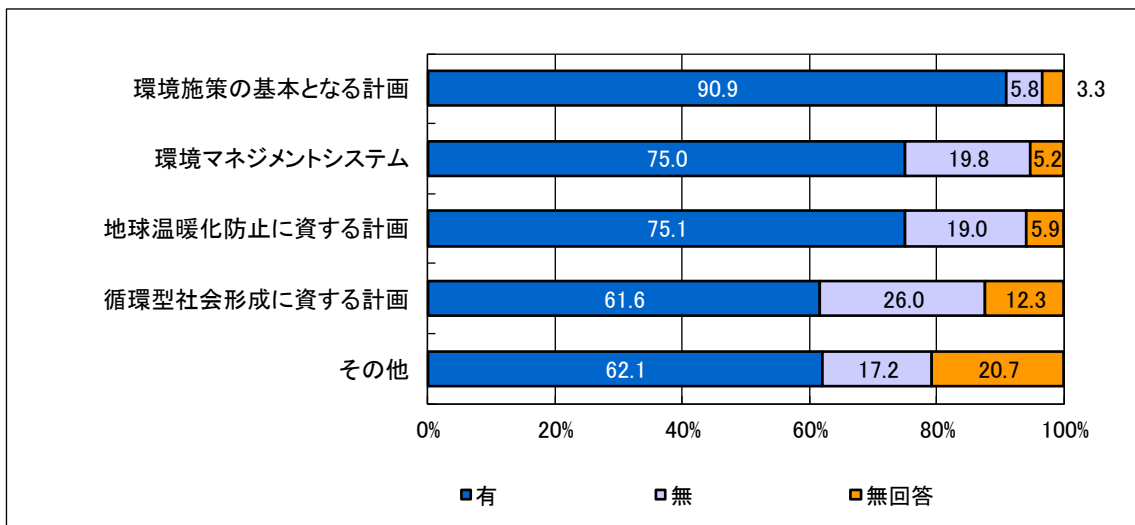


図 8. 環境基本計画等の公表状況

3-1-5 方針以外の具体的な取組（問2-3）

■グリーン購入

方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等の送付」24.5%、「体制や手順を定めて実施」12.8%があげられる。都道府県・政令市では92.5%が「各部署へ通知や通達等の送付」、43.3%が「体制や手順を定めて実施」を行っている。

表14. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1738	182	222	425	143	116	104	855	199
	100.0	10.5	12.8	24.5	8.2	6.7	6.0	49.2	11.4
都道府県、政令市	67	25	29	62	14	22	5	-	-
	100.0	37.3	43.3	92.5	20.9	32.8	7.5	-	-
区市	783	131	161	286	103	85	59	288	42
	100.0	16.7	20.6	36.5	13.2	10.9	7.5	36.8	5.4
町村	888	26	32	77	26	9	40	567	157
	100.0	2.9	3.6	8.7	2.9	1.0	4.5	63.9	17.7

※問2-3は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

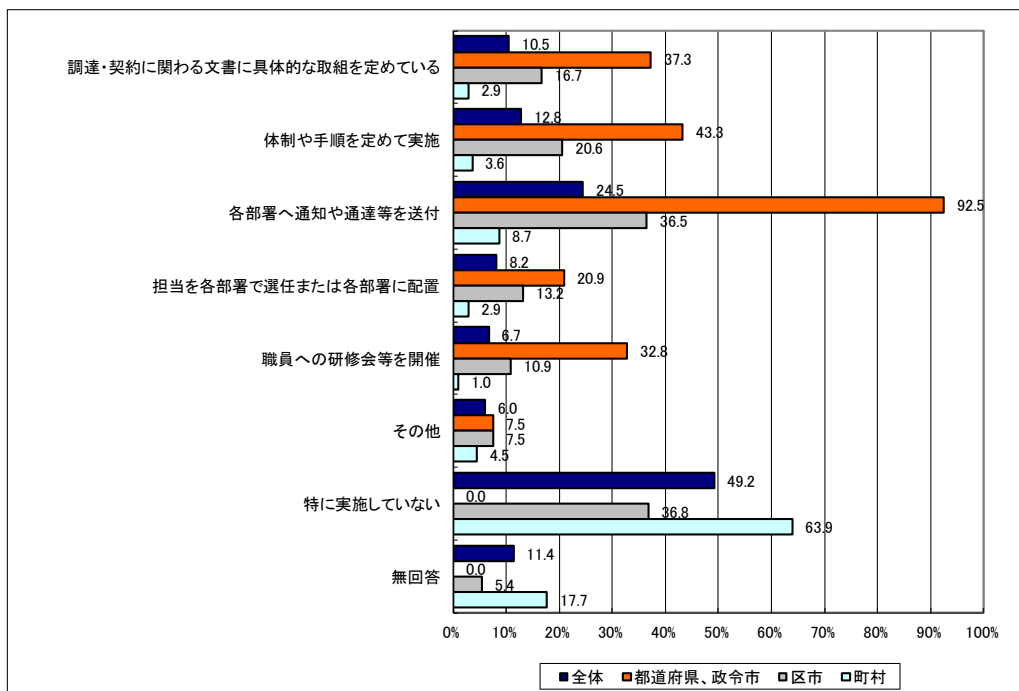


図9. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等を送付」5.1%、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」4.0%があげられる。都道府県・政令市では29.9%が「各部署へ通知や通達等を送付」を行っている。

今後、組織内での取組を推進するためには通知や通達を送付するだけでなく、手順や取組み方、事例を具体的に提示していく必要がある。

表 15. 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1738	69	37	89	18	23	31	1044	518
	100.0	4.0	2.1	5.1	1.0	1.3	1.8	60.1	29.8
都道府県、政令市	67	13	7	20	3	6	6	13	23
	100.0	19.4	10.4	29.9	4.5	9.0	9.0	19.4	34.3
区市	783	50	27	53	13	15	20	441	226
	100.0	6.4	3.4	6.8	1.7	1.9	2.6	56.3	28.9
町村	888	6	3	16	2	2	5	590	269
	100.0	0.7	0.3	1.8	0.2	0.2	0.6	66.4	30.3

※問2-3は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は、「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

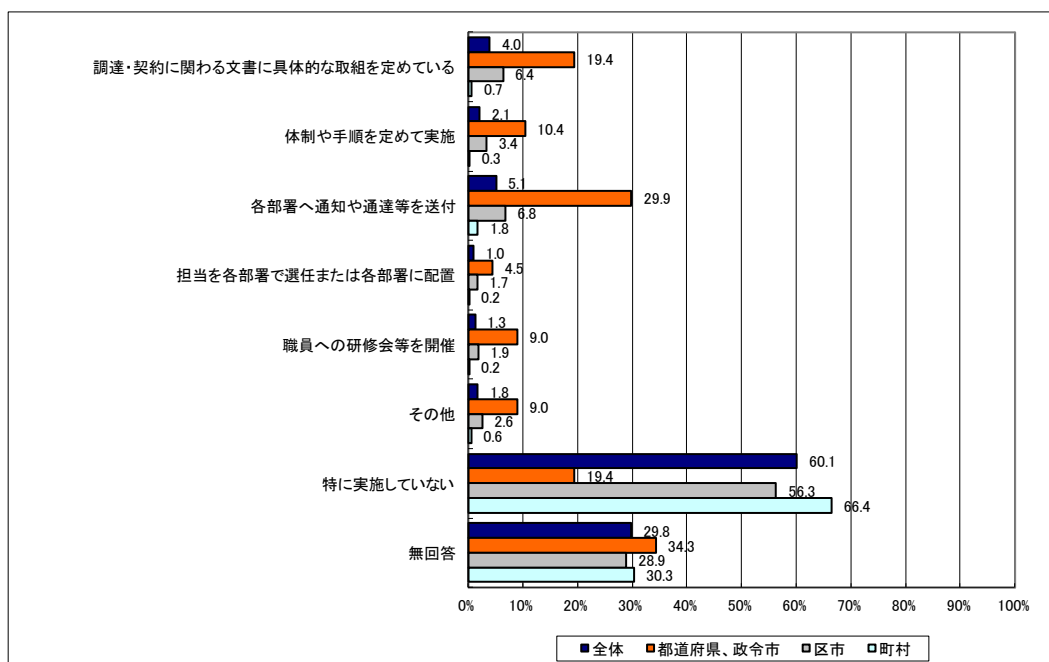


図 10. 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

3-1-6 方針の策定見込み（問2-4、問2-6）

■グリーン購入

調達方針等を策定していないと回答した809団体（都道府県、政令市は該当なし）のうち、「今後、策定予定」は0.4%にとどまった。「具体的な策定予定はないが今後策定したい」を合わせると16.8%になるものの、「策定予定なし」が64.5%と高く、区市でも同程度が策定を予定していないことは課題としてあげられる。

表16. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	809	3	133	522	151
	100.0	0.4	16.4	64.5	18.7
都道府県、政令市	-	-	-	-	-
区市	211	1	41	139	30
	100.0	0.5	19.4	65.9	14.2
町村	598	2	92	383	121
	100.0	0.3	15.4	64.0	20.2

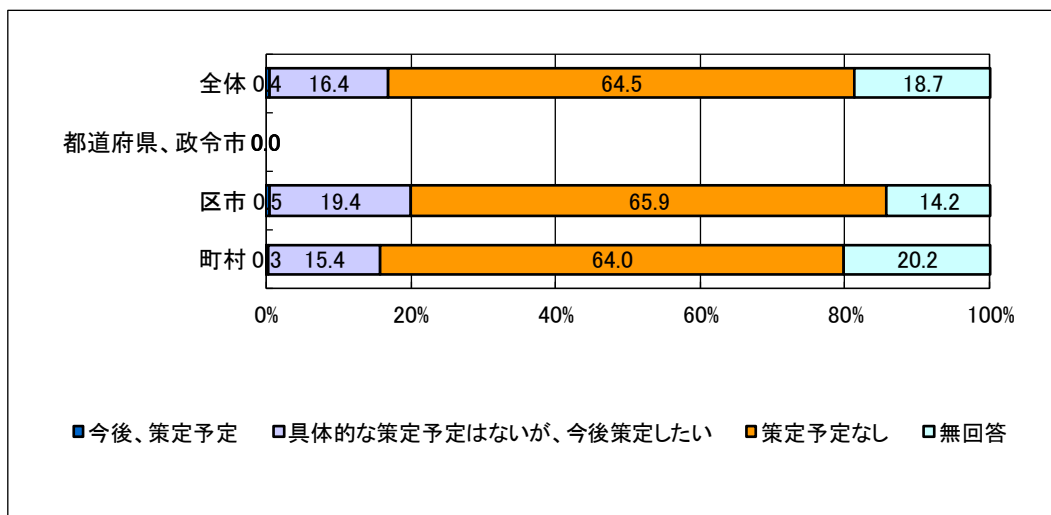


図11. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針等を策定していないと回答した1,489団体のうち、「今後、策定予定」は0.1%にとどまった。都道府県・政令市では38団体が策定しておらず、「今後、策定予定」0%、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」28.9%となっている。方針策定に向けた動機付けと支援が必要と考えられる。

表 17. 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	1489	1	229	979	280
	100.0	0.1	15.4	65.7	18.8
都道府県、政令市	38	-	11	19	8
	100.0	-	28.9	50.0	21.1
区市	633	1	106	430	96
	100.0	0.2	16.7	67.9	15.2
町村	818	-	112	530	176
	100.0	-	13.7	64.8	21.5

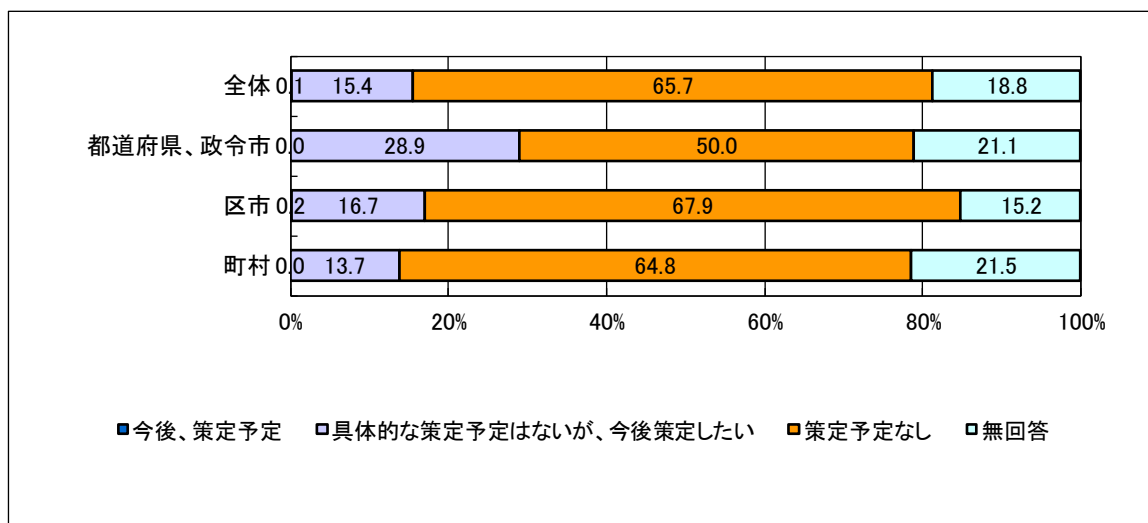


図 12. 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

3-1-7 方針の策定条件（問2-5、問2-7）

■グリーン購入

調達方針を策定するための条件として、「人材不足の解消／体制の整備」をあげる団体が62団体と一番多く、「予算不足の解消・財政支援」が31団体、「マニュアルやひな形・指導・参考情報」が27団体あった。そのほか「自治体への義務付け」、「意識の向上・認知度の向上」が5団体であった。

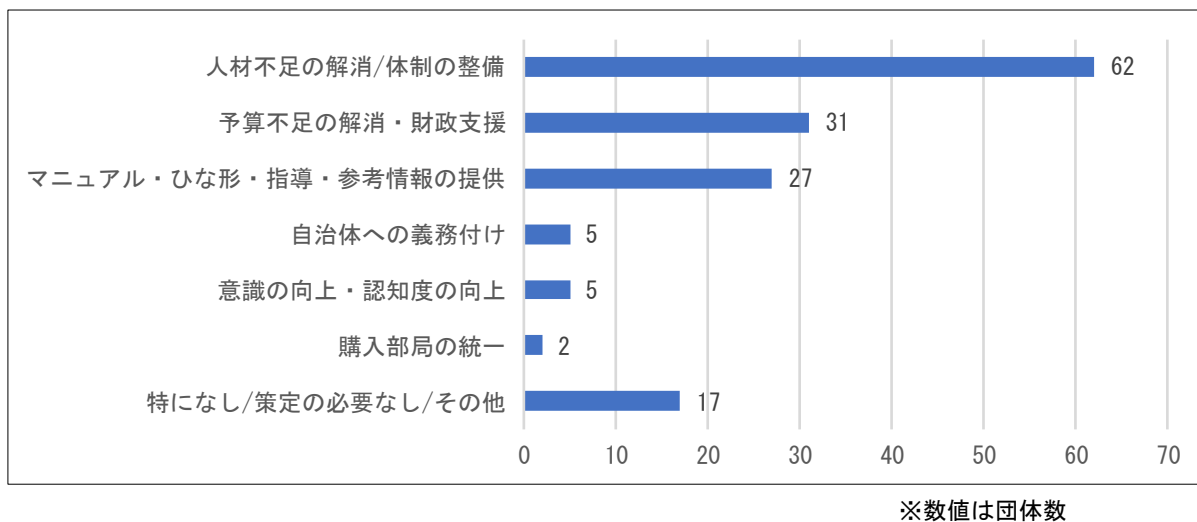


図13. 調達方針の策定条件

■環境配慮契約

契約方針を策定する上で、「人員不足の解消、事務作業の軽減」、「マニュアルや手順書、書式、事例集などの参考情報の提供」が必要という回答が多い。

規模別では、区市や町村は主に「人員不足の解消、事務作業の軽減」を、都道府県・政令市では「各契約担当部署の理解度向上及び協力が得られる組織体制の構築」が挙げられる。

表 18. 環境配慮契約法

	件数	人員不足の解消/事務作業の軽減	マニュアルや手順書等の参考情報の提供	各契約担当部署の理解度向上及び協力が得られる組織体制の構築	環境配慮契約による具体的な効果及びデータ、メリットが示されること	環境配慮契約の義務化	その他	財政的支援
全国	293	124	72	56	11	3	20	7
都道府県・政令市	8	3	0	5	0	0	0	0
区市	141	44	29	22	6	2	2	4
町村	144	77	43	29	5	1	18	3

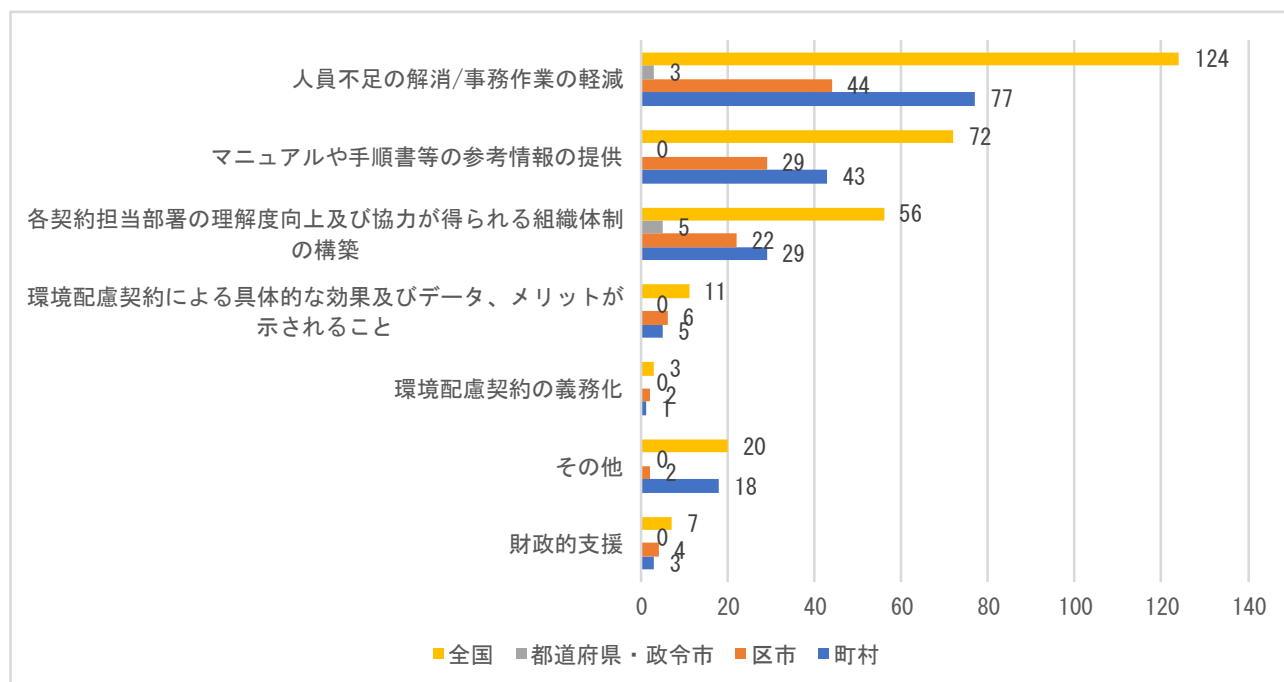


図 14. 契約方針の策定条件

3-3 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-3-1 環境配慮契約の契約案件の有無（問4-1）

環境配慮契約の有無にかかわらず、平成28年度に当該類型での契約案件があったと回答した地方公共団体は、自動車購入及び賃貸借68.1%、建築物設計62.6%、産業廃棄物処理は46.5%、ESCO事業及び船舶供給調達はほとんど契約案件がない状況となっている。

なお、電気供給の契約がある団体は49.4%にとどまり、約半数は「契約案件無し」と回答している。これは長期継続契約や契約自動更新が含まれ、平成28年度には契約行為がない状況（年度ごとの債務負担行為は実施）を反映していることが推察される。

■全体

表19. 契約案件の有無（全体）

	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
電気供給	1738	859	823	56
	100.0	49.4	47.4	3.2
自動車購入及び賃貸借	1738	1184	502	52
	100.0	68.1	28.9	3.0
船舶調達	1738	147	1514	77
	100.0	8.5	87.1	4.4
ESCO事業	1738	184	1477	77
	100.0	10.6	85.0	4.4
建築物設計	1738	1088	584	66
	100.0	62.6	33.6	3.8
産業廃棄物処理	1738	808	854	76
	100.0	46.5	49.1	4.4

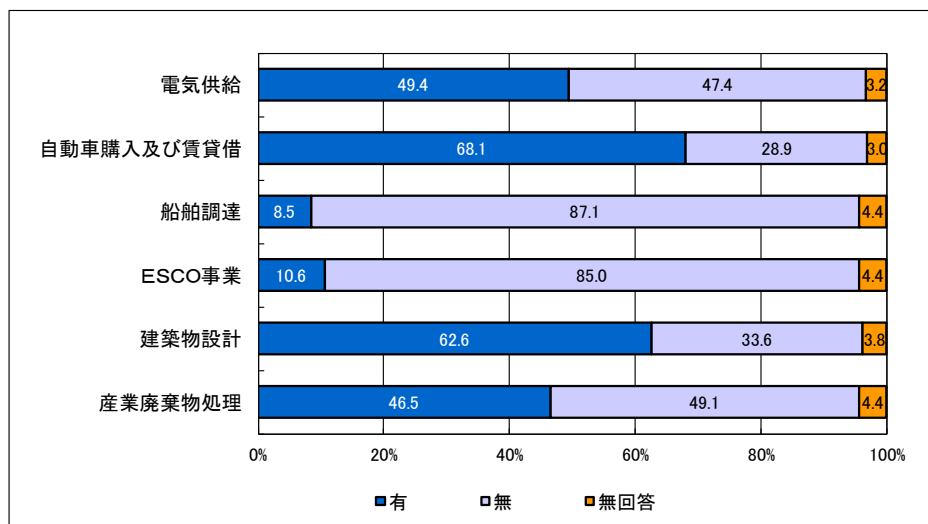


図15. 契約案件の有無

■電気供給

表 2 0 . 契約案件の有無（電気供給）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	49.4	47.4	3.2
都道府県、政令市	67	80.6	19.4	-
区市	783	60.8	35.9	3.3
町村	888	37.0	59.6	3.4

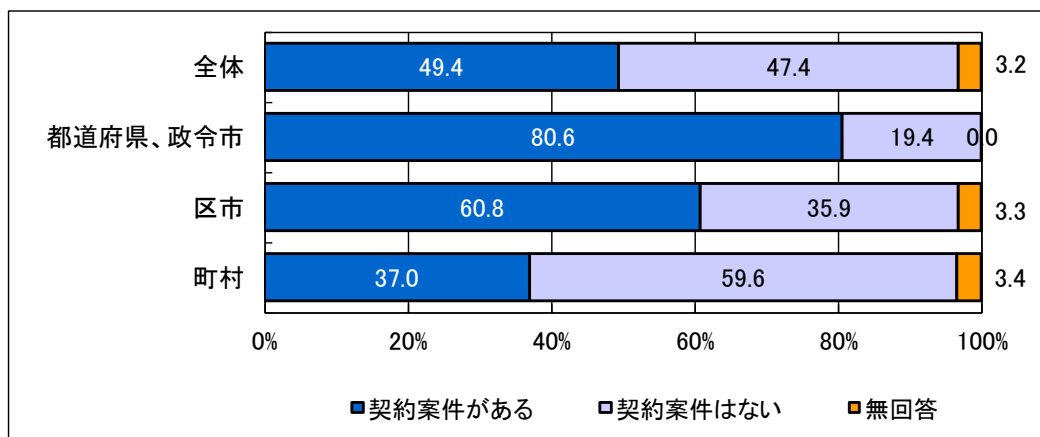


図 1 6 . 契約案件の有無（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

表 2 1. 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	68.1	28.9	3.0
都道府県、政令市	67	82.1	17.9	-
区市	783	78.9	18.4	2.7
町村	888	57.5	39.0	3.5

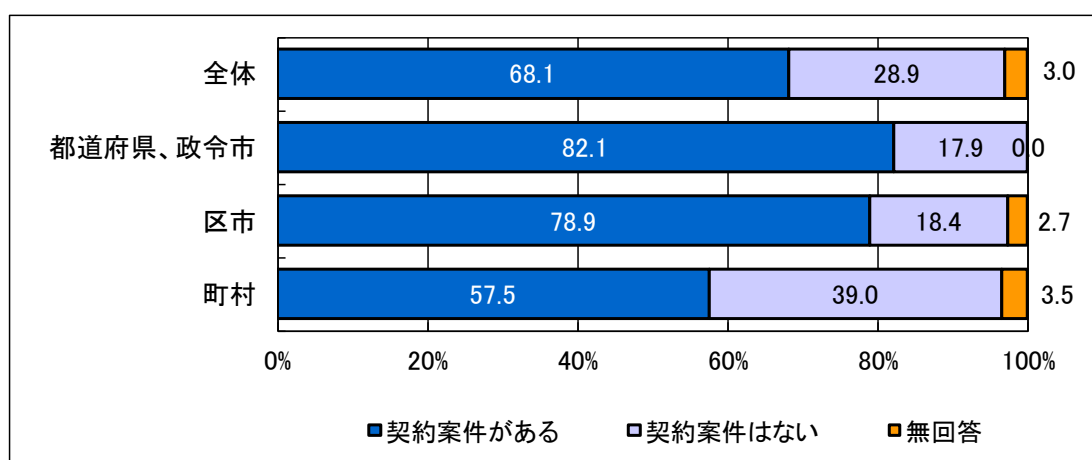


図 1 7. 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

■ 船舶調達

表 2 2 . 契約案件の有無（船舶調達）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	8.5	87.1	4.4
都道府県、政令市	67	6.0	92.5	1.5
区市	783	3.7	91.8	4.5
町村	888	12.8	82.5	4.6

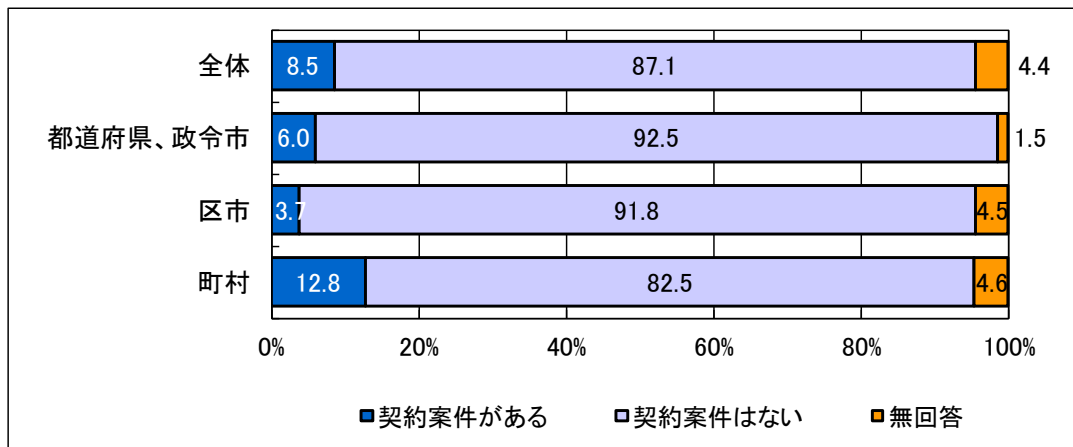


図 1 8 . 契約案件の有無（船舶調達）

■ ESCO 事業

表 2 3. 契約案件の有無 (ESCO 事業)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	10.6	85.0	4.4
都道府県、政令市	67	13.4	86.6	-
区市	783	6.0	89.4	4.6
町村	888	14.4	81.0	4.6

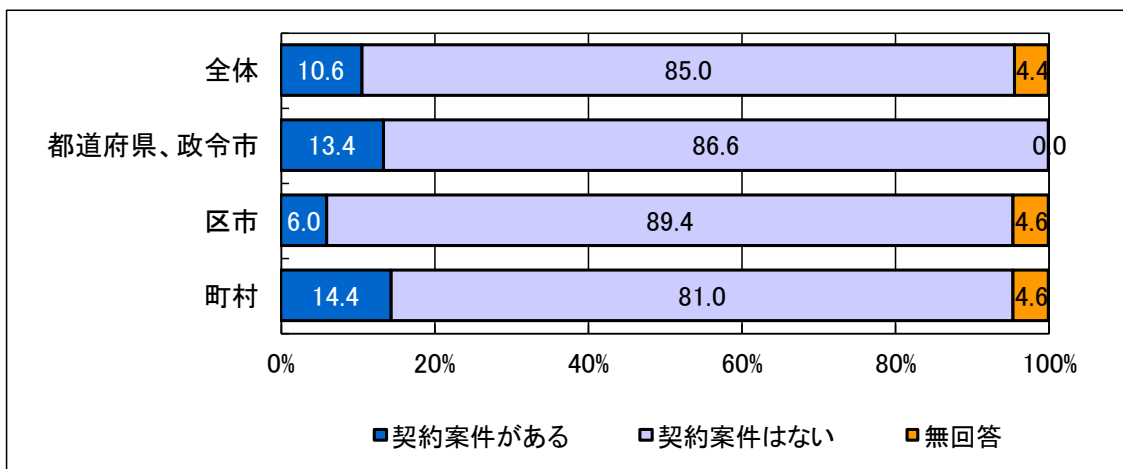


図 1 9. 契約案件の有無 (ESCO 事業)

■建築物設計

表 2 4 . 契約案件の有無（建築物設計）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	62.6	33.6	3.8
都道府県、政令市	67	76.1	22.4	1.5
区市	783	73.2	22.7	4.1
町村	888	52.3	44.0	3.7

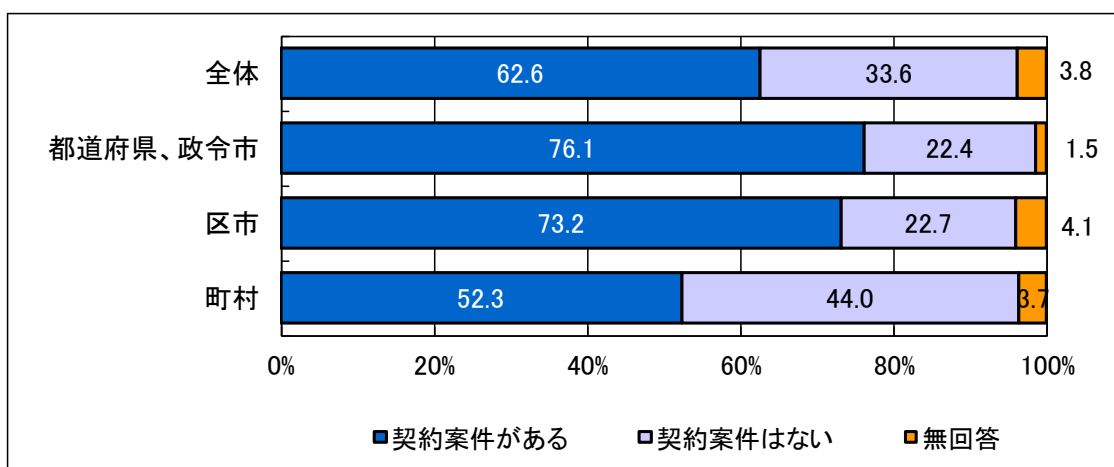


図 2 0 . 契約案件の有無（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 2 5 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1738	46.5	49.1	4.4
都道府県、政令市	67	73.1	25.4	1.5
区市	783	57.2	37.9	4.9
町村	888	35.0	60.8	4.2

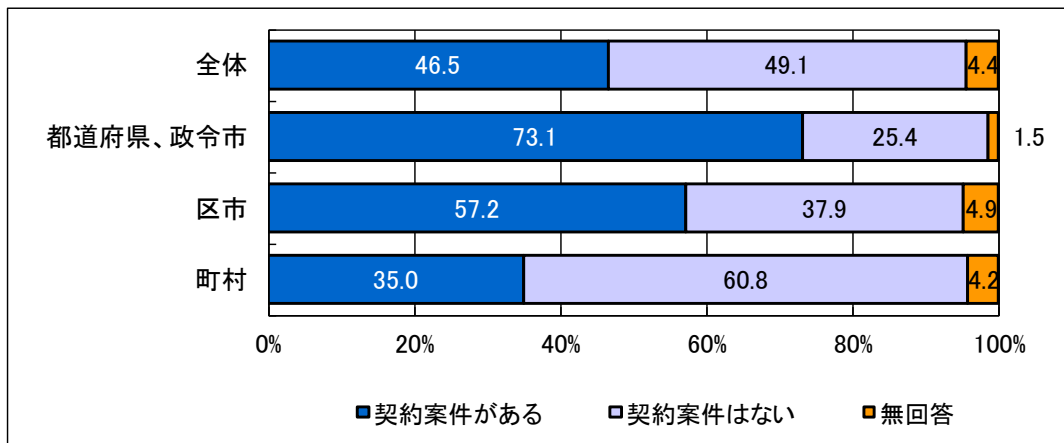


図 2 1 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

3-3-2 各分野で随意契約を行っている理由（問4-2）

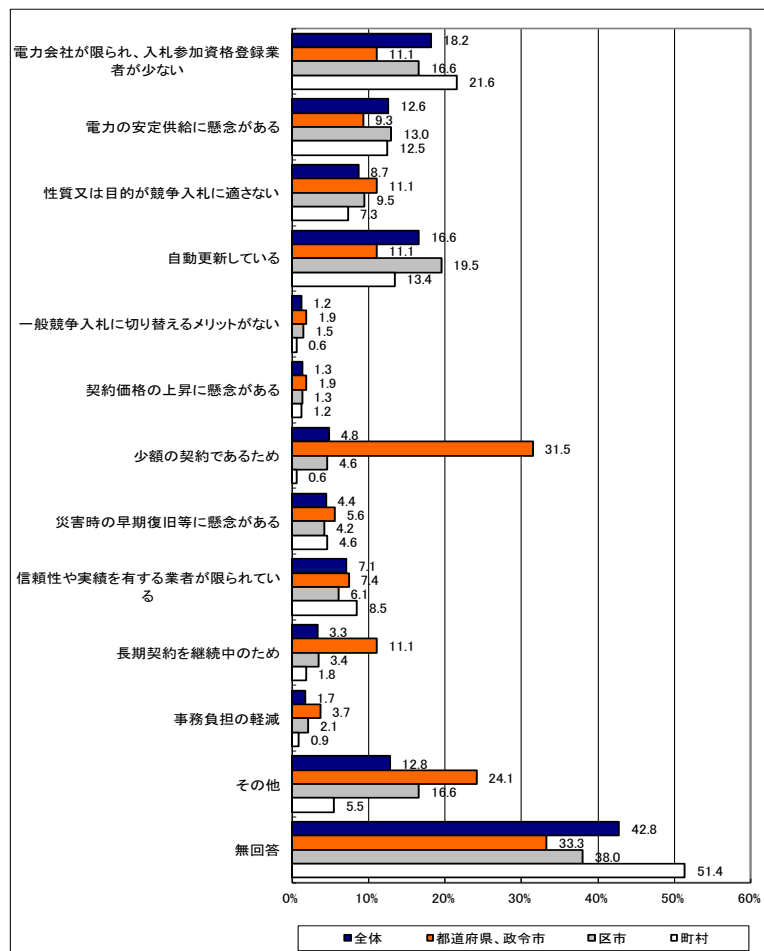
■電気供給

電気における随意契約を行っている理由として、主に「入札参加事業者が少ない」、「自動更新している」、「電力の安定供給に懸念がある」という回答が挙げられる。

規模別では、区市の16.6%及び町村の21.6%が「入札参加資格登録業者が少ない」を理由に挙げており、都道府県・政令市では、「少額の契約であるため」（31.5%）や「入札参加資格登録業者が少ない」、「自動更新している」、「長期契約を継続中のため」（11.1%）も大きな理由として挙げられている。「その他」と回答した団体においても、「入札参加資格登録業者の少なさ」や「事務負担」、「取り組むメリットの有無」を挙げる回答が多い結果となった。

表26. 随意契約を行っている理由（電気供給）

団体分類	件数	入札参加資格登録業者が少ない	電力会社の安定供給に懸念がある	性質又は目的が競争入札に適さない	自動更新している	一般競争入札に切り替えるメリットがない	契約価格の上昇に懸念がある	少額の契約であるため	災害時の早期復旧等に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期契約を継続中のため	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	859	18.2	12.6	8.7	16.6	1.2	1.3	4.8	4.4	7.1	3.3	1.7	12.8	42.8
都道府県、政令市	54	11.1	9.3	11.1	11.1	1.9	1.9	31.5	5.6	7.4	11.1	3.7	24.1	33.3
区市	476	16.6	13.0	9.5	19.5	1.5	1.3	4.6	4.2	6.1	3.4	2.1	16.6	38.0
町村	329	21.6	12.5	7.3	13.4	0.6	1.2	0.6	4.6	8.5	1.8	0.9	5.5	51.4



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した859団体を分析）

図22. 随意契約を行っている理由（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

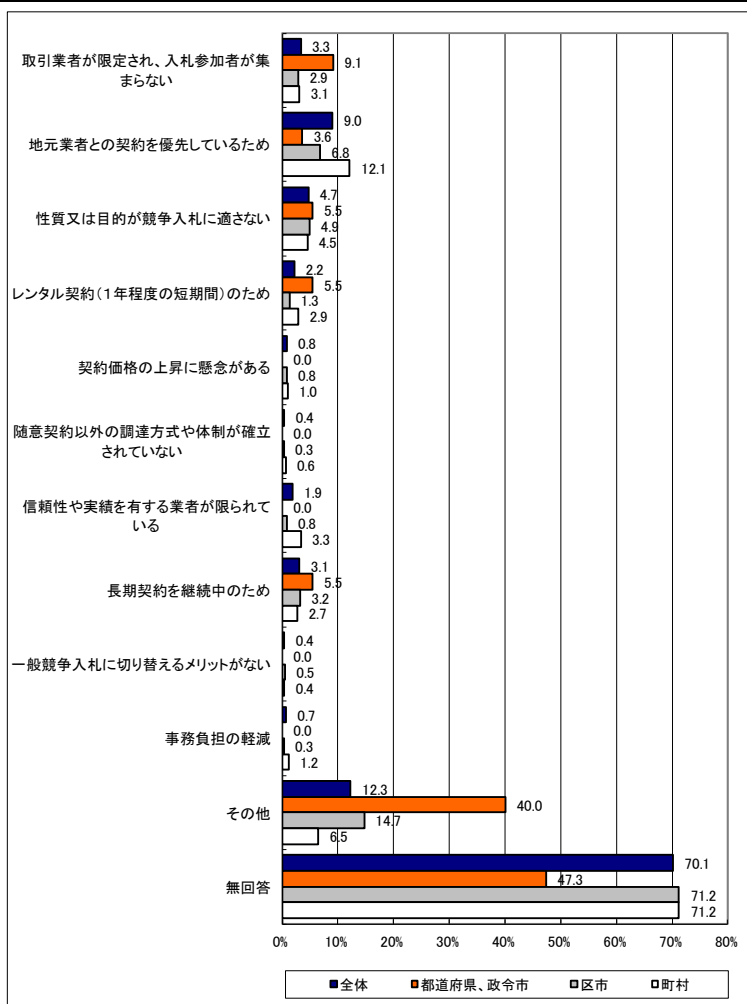
自動車の購入及び賃貸借における随意契約を行っている理由として、主に「地元業者との契約を優先している」、「性質又は目的が競争入札に適していない」「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」「長期契約を継続中のため」という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市の9.1%は「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」と回答し、区市の6.8%は「地元業者との契約を優先している」を理由に挙げている。

「その他」と回答した団体においても、随意契約を行う理由として「契約金額が小さい」ことや「指名競争入札の実施」、「再リース契約」等を挙げる回答が多い結果となった。

表27. 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	取引業者が限定され、入札参加者が集まらない	地元業者との契約を優先しているため	性質又は目的が競争入札に適さない	レンタル契約(1年程度の短期間)のため	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期契約を継続中のため	一般競争入札に切り替えるメリットがない	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	1184	3.3	9.0	4.7	2.2	0.8	0.4	1.9	3.1	0.4	0.7	12.3	70.1
都道府県、政令市	55	9.1	3.6	5.5	5.5	-	-	-	5.5	-	-	40.0	47.3
区市	618	2.9	6.8	4.9	1.3	0.8	0.3	0.8	3.2	0.5	0.3	14.7	71.2
町村	511	3.1	12.1	4.5	2.9	1.0	0.6	3.3	2.7	0.4	1.2	6.5	71.2



(「契約案件が有りかつ随意契約を実施している」と回答した1184団体を分析)

図23. 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

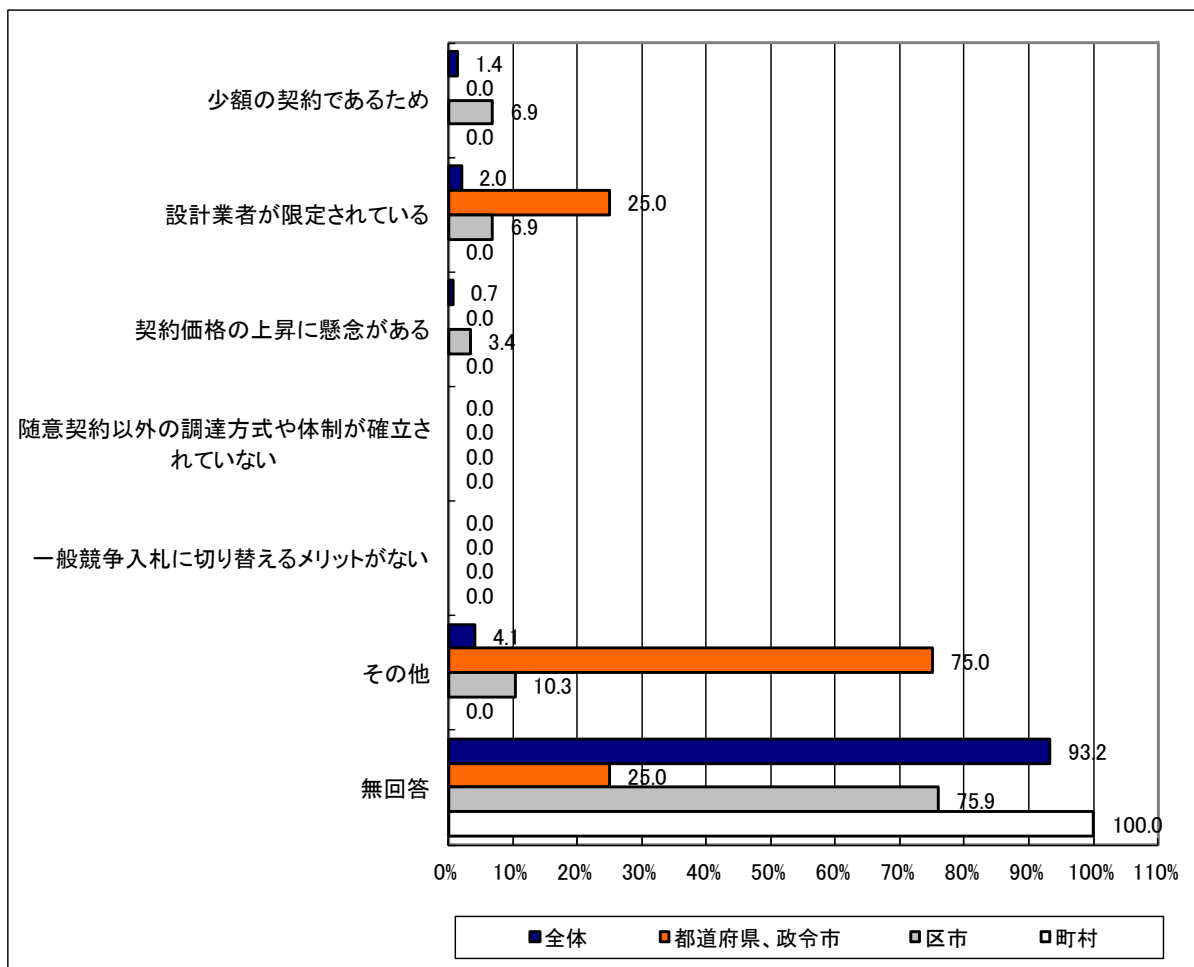
■船舶調達

船舶の調達において随意契約を実施する理由は、「設計業者が限定されている」、「少額の契約であるため」、「契約価格の上昇に懸念がある」が挙げられる。

「その他」と回答した団体においても、随意契約を行う理由として「入札参加資格登録業者の少なさ」や「契約金額が小さい」ことや「指名競争入札の実施」、「再リース契約」等を挙げる回答が多い結果となった。

表 28. 随意契約を行っている理由（船舶調達）

団体分類	件数	少額の契約であるため	設計業者が限定されている	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	一般競争入札に切り替えるメリットがない	その他	無回答
全体	147	1.4	2.0	0.7	-	-	4.1	93.2
都道府県、政令市	4	-	25.0	-	-	-	75.0	25.0
区市	29	6.9	6.9	3.4	-	-	10.3	75.9
町村	114	-	-	-	-	-	-	100.0



（「契約案件が有る」と回答した 147 団体を分析）

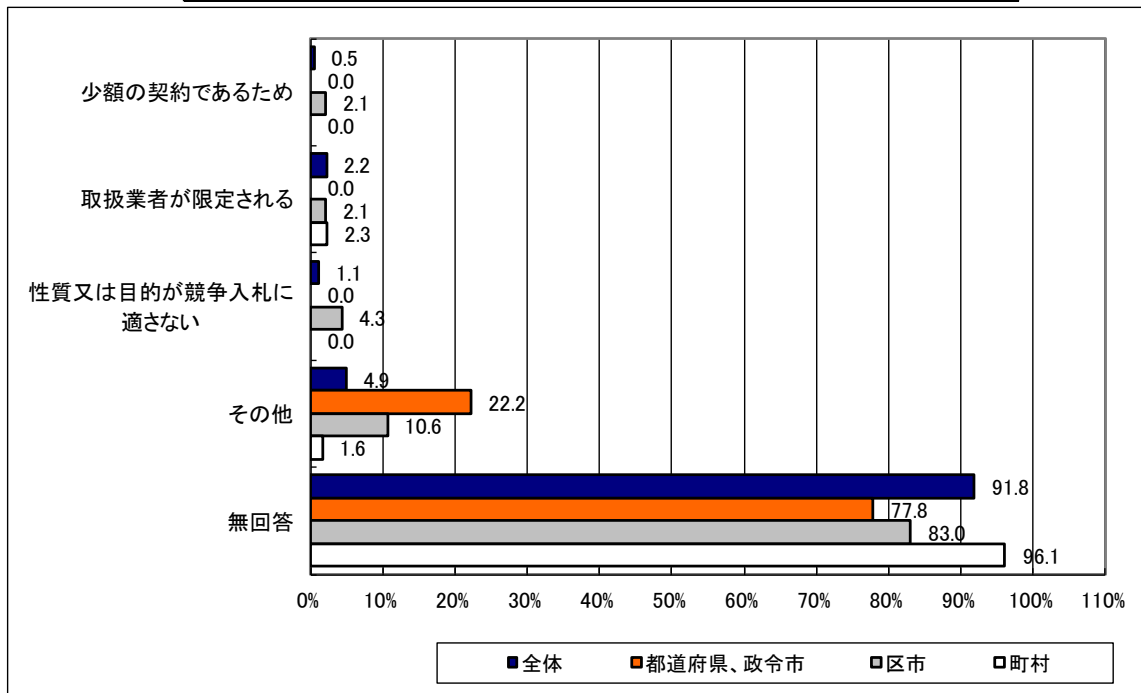
図 24. 随意契約を行っている理由（船舶の調達）

■ESCO 事業

ESCO 事業において随意契約を実施する理由は、主に「取扱業者が限定される」が挙げられる。「その他」と回答した団体においても、随意契約を行う理由として「入札参加資格登録業者の少なさ」や「該当する案件の有無」等を挙げる回答が多い結果となった。

表 29. 随意契約を行っている理由 (ESCO 事業)

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に 適さない	その他	無回答
全体	184	0.5	2.2	1.1	4.9	91.8
都道府県、政令市	9	-	-	-	22.2	77.8
区市	47	2.1	2.1	4.3	10.6	83.0
町村	128	-	2.3	-	1.6	96.1



(「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 184 団体を分析)

図 25. 随意契約を行っている理由 (ESCO 事業)

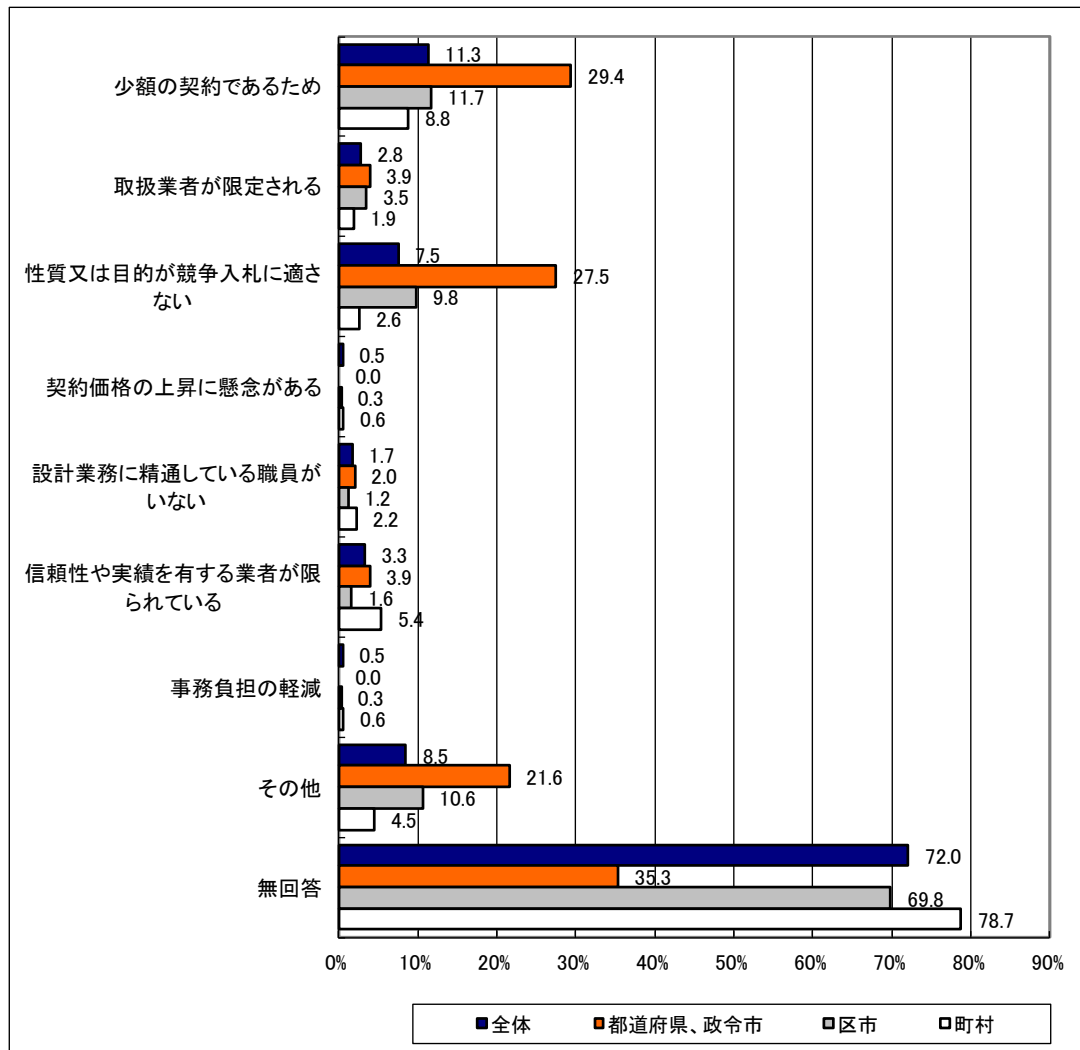
■建築物設計

建築物の設計において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「性質又は目的が競争入札に適さない」「信頼性や実績を有する業者が限られている」という回答が挙げられる。

規模別では、区市 11.7%、町村 8.8%が「少額の契約であるため」となっている。「その他」と回答した団体では、「地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項」を挙げる回答が多い結果となった。

表 30. 随意契約を行っている理由（建築物設計）

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	設計業務に精通している職員がいない	信頼性や実績を有する業者が限られている	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	1088	11.3	2.8	7.5	0.5	1.7	3.3	0.5	8.5	72.0
都道府県、政令市	51	29.4	3.9	27.5	-	2.0	3.9	-	21.6	35.3
区市	573	11.7	3.5	9.8	0.3	1.2	1.6	0.3	10.6	69.8
町村	464	8.8	1.9	2.6	0.6	2.2	5.4	0.6	4.5	78.7



(「契約案件が有りかつ随意契約を実施している」と回答した 1088 団体を分析)

図 26. 随意契約理由（建築物の設計）

■産業廃棄物処理

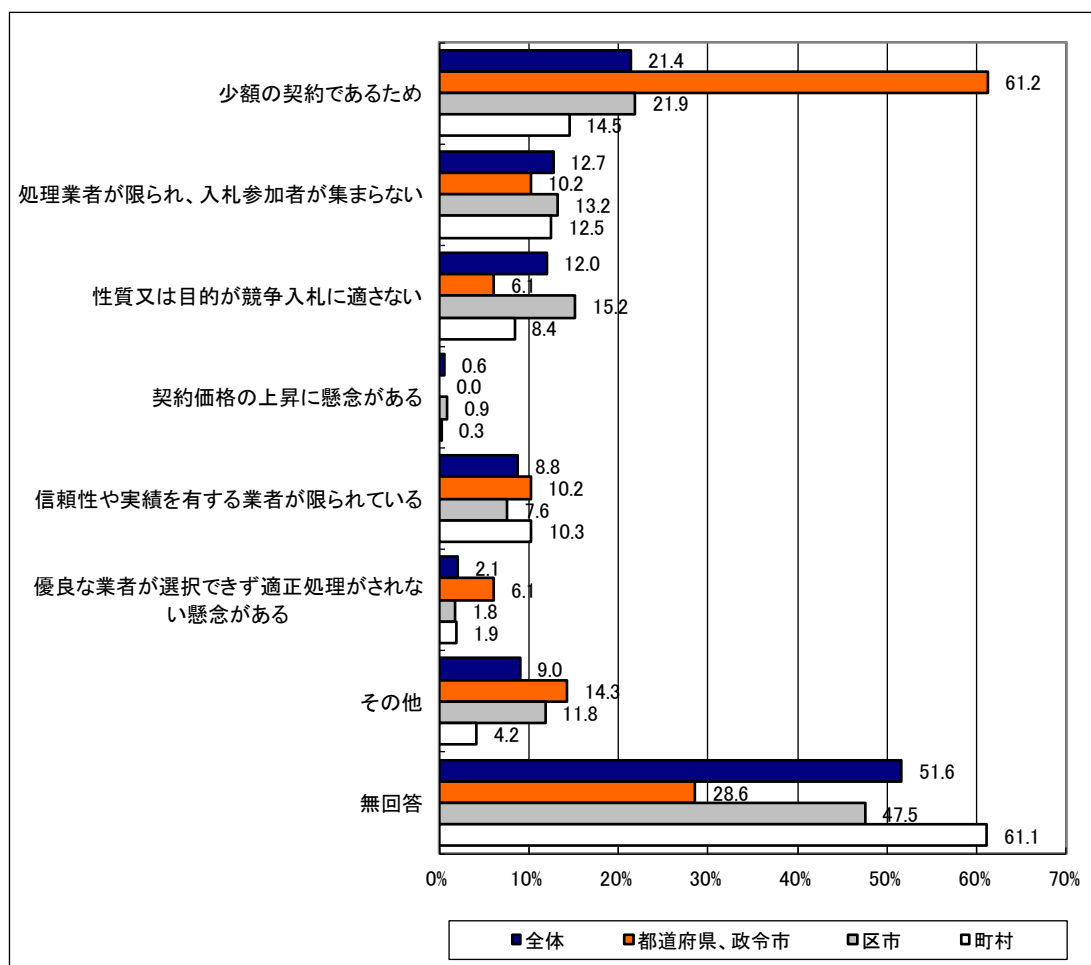
産業廃棄物処理において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「処理業者が限られ入札参加者が集まらない」、「性質または目的が競争入札に適さない」が挙げられる。

「少額の契約であるため」という理由は、都道府県・政令市（61.2%）、区市（21.9%）と、規模が大きいほど少額の契約であるための理由が顕著になっている。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや契約金額が小さいこと等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 3 1. 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	少額の契約であるため	処理業者が限られ、入札参加者が集まらない	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	懸念があるが適切な処理がされない	その他	無回答
全体	808	21.4	12.7	12.0	0.6	8.8	2.1	9.0	51.6
都道府県、政令市	49	61.2	10.2	6.1	-	10.2	6.1	14.3	28.6
区市	448	21.9	13.2	15.2	0.9	7.6	1.8	11.8	47.5
町村	311	14.5	12.5	8.4	0.3	10.3	1.9	4.2	61.1



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 808 団体を分析）

図 2 7. 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

3-3-3 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問4-3）

「契約案件有り」と回答した地方公共団体の組織的取組（「契約方針に基づき組織的に取り組んでいる」と「契約方針に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」の合計）は、電気 24.4%、自動車 17.2%、ESCO 事業 10.3%となっており、全体の取組率は低い（ただし、ESCO 事業及び船舶は母数となる件数が少ないことに注意）。「担当者の判断で取り組んでいる」を合わせると、電気 35.8%、自動車 35%、建築物 28.3%、産業廃棄物 27.8%、ESCO 事業 21.2%、船舶 10.2%で取組が行われている結果となった。

いずれの分野においても組織的な取組率の向上が待たれるところである。

表 3 2. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

	件数	契約的 に方 針取 り等 組に ん基 づい き組	取の りで 約組 は方 針な 針で い等 いが に組 基 づく 的く にも	ん担 で当 者の 判 断で 取 り組	取 り組 んで いな い	無 回 答
電気供給	859 100.0	110 12.8	100 11.6	98 11.4	540 62.9	11 1.3
自動車購入及び賃貸借	1184 100.0	52 4.4	151 12.8	211 17.8	753 63.6	17 1.4
船舶調達	147 100.0	-	2 1.4	13 8.8	130 88.4	2 1.4
ESCO事業	184 100.0	5 2.7	14 7.6	20 10.9	143 77.7	2 1.1
建築物設計	1088 100.0	32 2.9	89 8.2	187 17.2	762 70.0	18 1.7
産業廃棄物処理	808 100.0	19 2.4	76 9.4	129 16.0	572 70.8	12 1.5

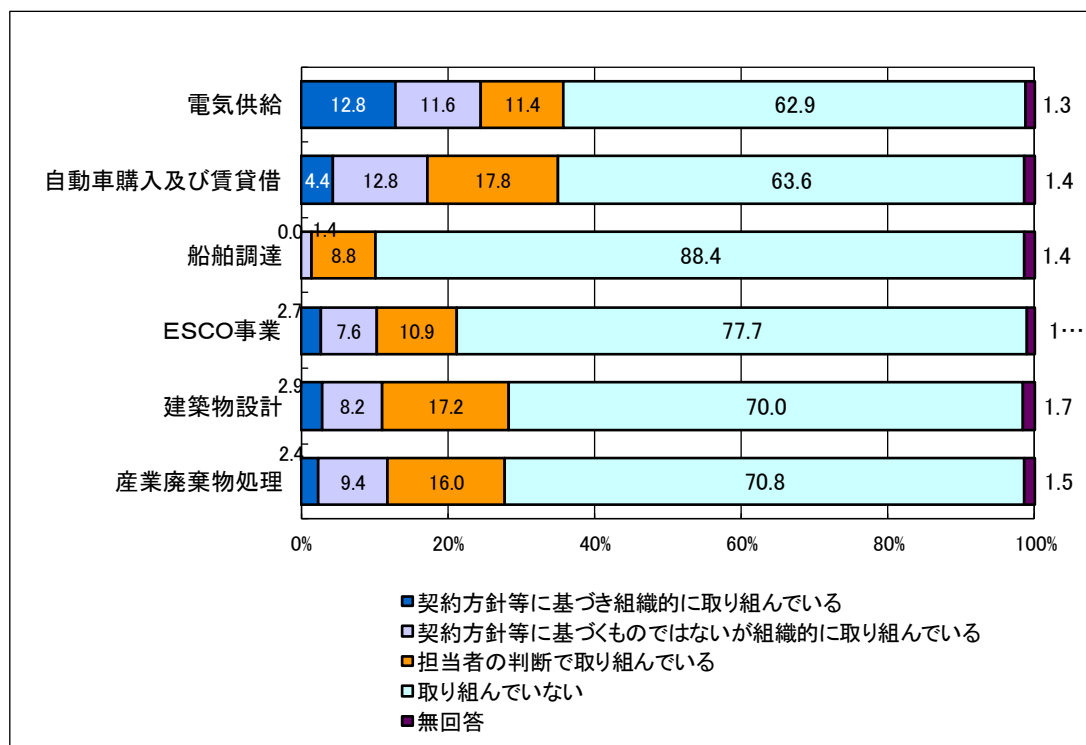


図 2 8. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

■ 電気供給

表 3 3. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

団体分類	件数	契約的方針等に基づく組織的取組	契約的方針等ではないが組織的取組	担当者の判断で取組	取組んでいない	無回答
全体	859	12.8	11.6	11.4	62.9	1.3
都道府県、政令市	54	51.9	3.7	1.9	40.7	1.9
区市	476	15.1	15.5	10.5	58.0	0.8
町村	329	3.0	7.3	14.3	73.6	1.8

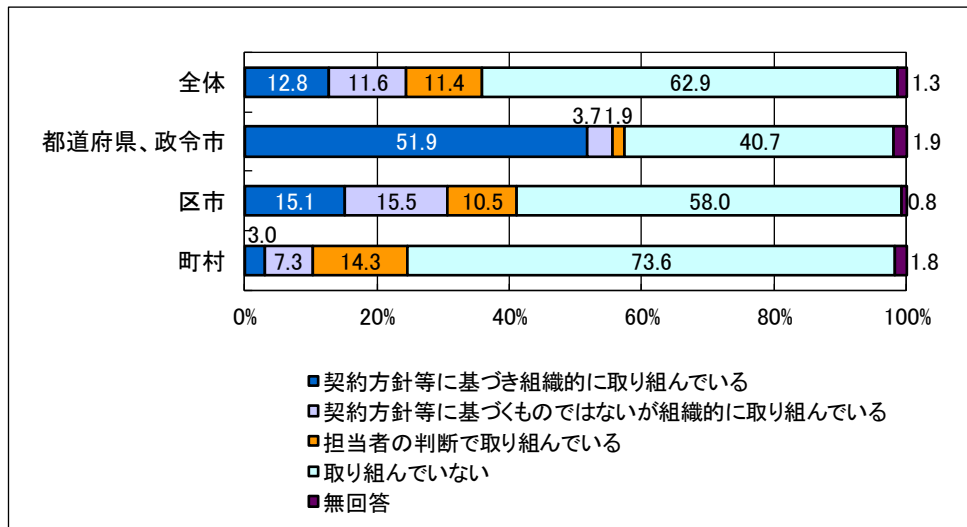


図 2 9. 環境配慮契約の組織的取組

■自動車の購入及び賃貸借

表 3 4. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約の方針等に基づく組織的取組	契約の方針等には基づいていないが組織的取組	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1184	4.4	12.8	17.8	63.6	1.4
都道府県、政令市	55	23.6	18.2	1.8	54.5	1.8
区市	618	4.7	16.0	13.9	63.8	1.6
町村	511	2.0	8.2	24.3	64.4	1.2

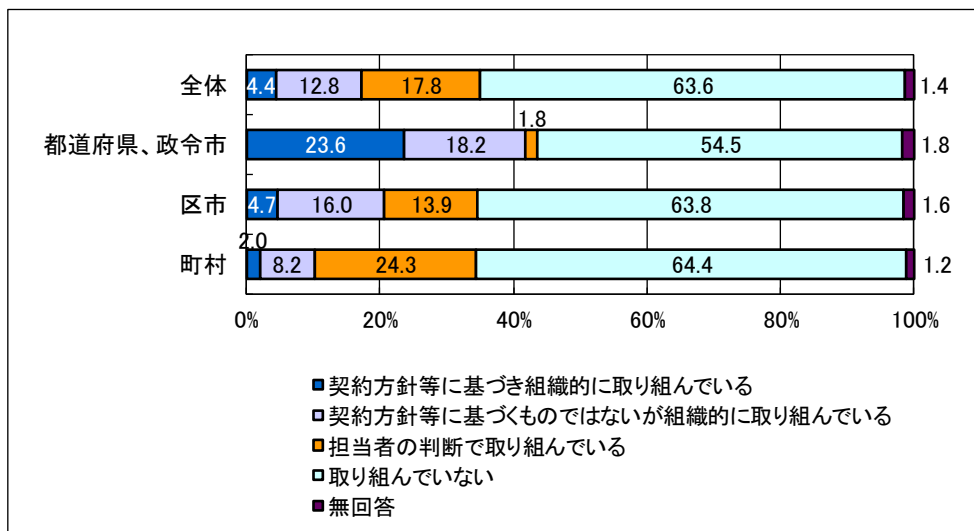


図 3 0. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

表 3 5. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

団体分類	件数	契約的方針等に組織に基づいている	契約的方針等ではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	147	-	1.4	8.8	88.4	1.4
都道府県、政令市	4	-	25.0	-	75.0	-
区市	29	-	3.4	6.9	86.2	3.4
町村	114	-	-	9.6	89.5	0.9

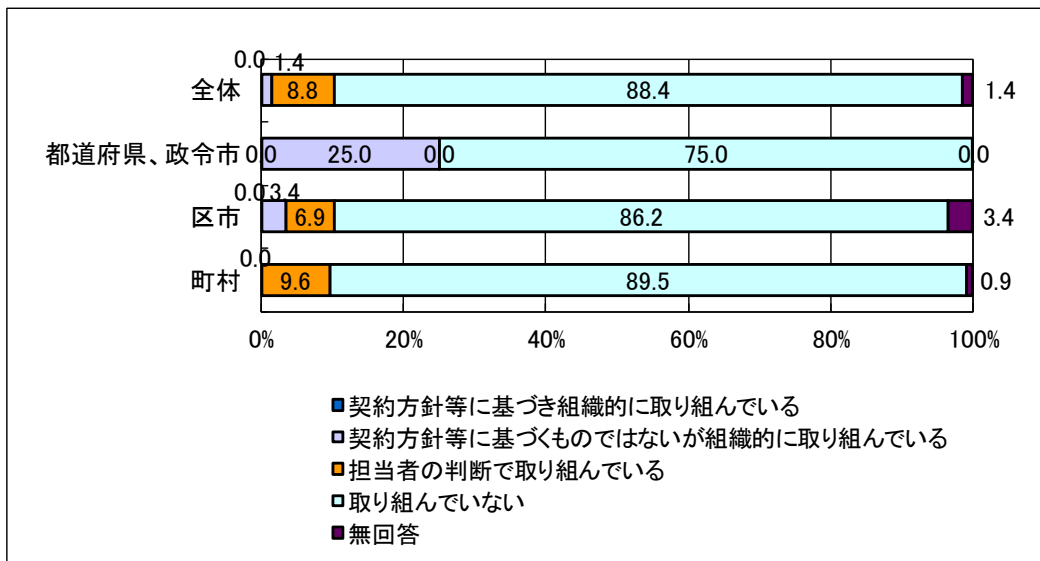


図 3 1. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

表 3 6 . 環境配慮契約の組織的取組 (ESCO 事業)

団体分類	件数	契約に方針等に基づく組織的取組	契約は方針等に基づくものではないが組織的取組	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	184	2.7	7.6	10.9	77.7	1.1
都道府県、政令市	9	33.3	22.2	0.0	44.4	0.0
区市	47	4.3	17.0	10.6	63.8	4.3
町村	128	0.0	3.1	11.7	85.2	0.0

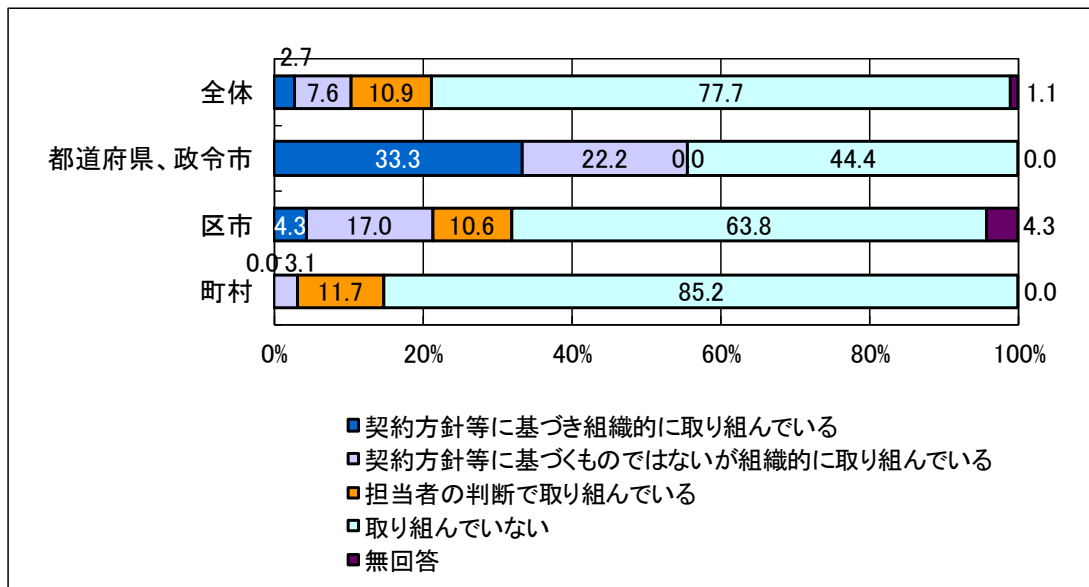


図 3 2 . 環境配慮契約の組織的取組 (ESCO 事業)

■ 建築物設計

表 3 7. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

団体分類	件数	契約の方針等に 基づき組織的に 取り組んでいる	契約の方針等に 基づくものではないが 組織的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1088	2.9	8.2	17.2	70.0	1.7
都道府県、政令市	51	13.7	23.5	3.9	58.8	-
区市	573	3.3	9.2	15.0	70.5	1.9
町村	464	1.3	5.2	21.3	70.7	1.5

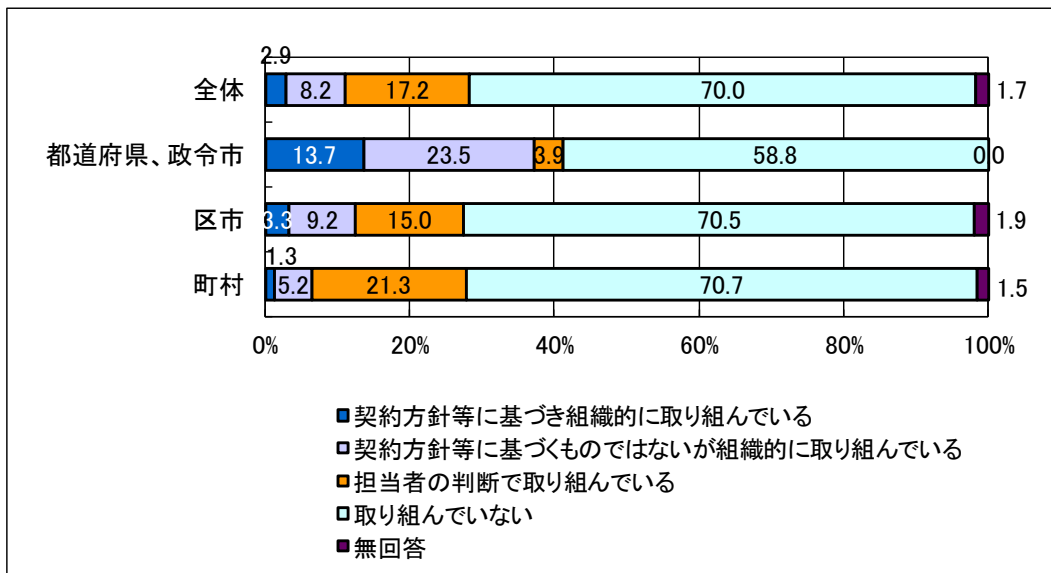


図 3 3. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

■産業廃棄物処理

表 3 8. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約的 に方 取針 り等 組に ん基 づい き組	取の契 りで約 組は方 組んな で針 いが等 る組基 織づく 的く にも	担 当者 の判 断で 取り 組	取 り組 んで いな い	無 回 答
全体	808	2.4	9.4	16.0	70.8	1.5
都道府県、政令市	49	6.1	6.1	2.0	79.6	6.1
区市	448	2.2	11.6	14.5	70.1	1.6
町村	311	1.9	6.8	20.3	70.4	0.6

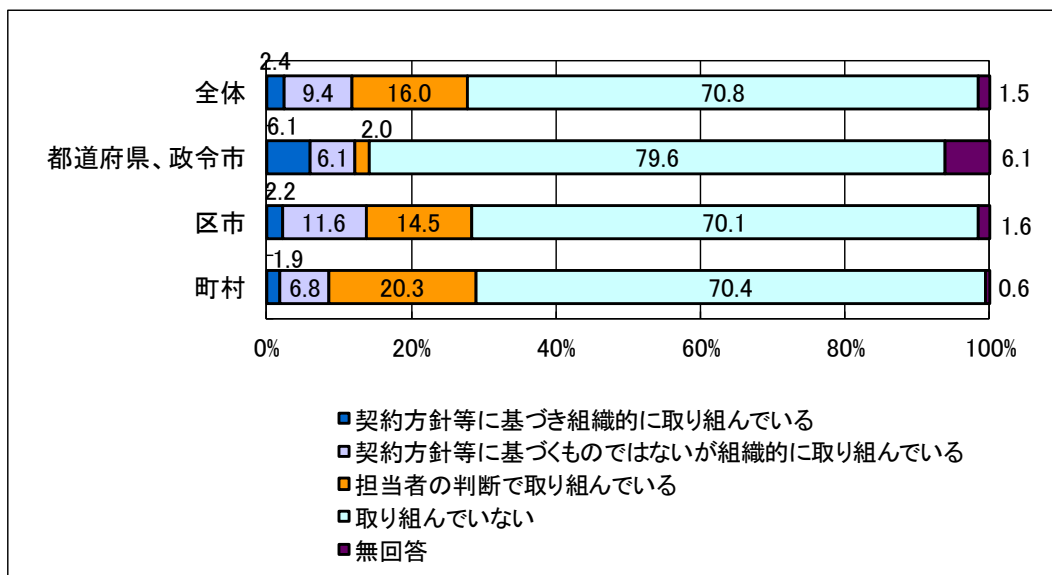


図 3 4. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

環境配慮契約において、「契約案件有り」と回答し、組織的に取り組んでいないと回答した 1,157 団体のうち、いずれかの類型で「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答した割合は、6.7%であった。都道府県・政令市では 5 団体のみであり、区市や町村でも少ないことから、環境配慮契約を実施することによる効果やメリットを伝えるとともに、組織的な体制作りを支援するためのノウハウを提供していく工夫が必要と思われる。

表 39. 「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答

団体分類	件数	電気供給	自動車購入及び賃貸借	船舶調達	E S C O 事業	建築物設計	産業廃棄物処理	無回答
合計	1157 100.0	22 1.9	26 2.2	-	2 0.2	16 1.4	11 1.0	1122 97.0
都道府県、政令市	52 100.0	2 3.8	1 1.9	-	1 1.9	1 1.9	-	50 96.2
区市	581 100.0	10 1.7	16 2.8	-	1 0.2	11 1.9	8 1.4	560 96.4
町村	524 100.0	10 1.9	9 1.7	-	-	4 0.8	3 0.6	512 97.7

3-3-4 環境配慮契約を実施できない要因（問4-5）

環境配慮契約を実施できない要因を調べたところ、全体では「各契約方式における評価・審査体制が構築できていない」の回答が最も多く、電気供給は35.2%、自動車購入及び賃貸借は40.6%、船舶調達率は5.4%、ESCO事業は7.1%、建築物の設計は41.5%、産業廃棄物処理は37.6%であった。

電気供給（都道府県、政令市）では、「評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」が最も多く、次に「実際に契約を行う各課部局が関係する部署との調整が難しい」が次に多い結果となった。

表40. 環境配慮契約の課題／電気供給

団体分類	件数	の部実 調局際 整やに が関契 約しす を 行 部 署 各 と 課	き 価 各 契 約 方 式 に お け る 制 度 が お お け る 部 局 間 の 調 整 が 難 し い	報 件 環 境 配 慮 契 約 の 要 件 条 件 を 満 た す 事 業 者 の 情 報 が 十 分 に な い	難 明 評 価 し て い な い や 、 基 準 設 定 が 明 確 で な い 、 専 門 的 で 難 し い	設 評 定 価 目 と 妥 当 性 の 検 証	の 対 象 と な る 施 設 ・ 契 約 の 管 理 ・ 調 整	入 札 参 加 資 格 登 録 事 業 者 へ の 事 前 の 照 会 、 問 い 合 わ せ 対 応	難 し い 環 境 負 荷 低 減 効 果 、 コ ス ト 削 減 効 果 の 把 握	無 回 答
合 計	859	24.0	35.2	18.7	30.3	15.3	10.9	9.9	22.8	34.5
都道府県、政令市	54	31.5	24.1	18.5	33.3	20.4	11.1	9.3	18.5	31.5
区市	476	27.9	40.8	22.5	32.8	18.9	12.8	11.1	26.7	25.8
町村	329	17.0	28.9	13.4	26.1	9.1	8.2	8.2	17.9	47.4

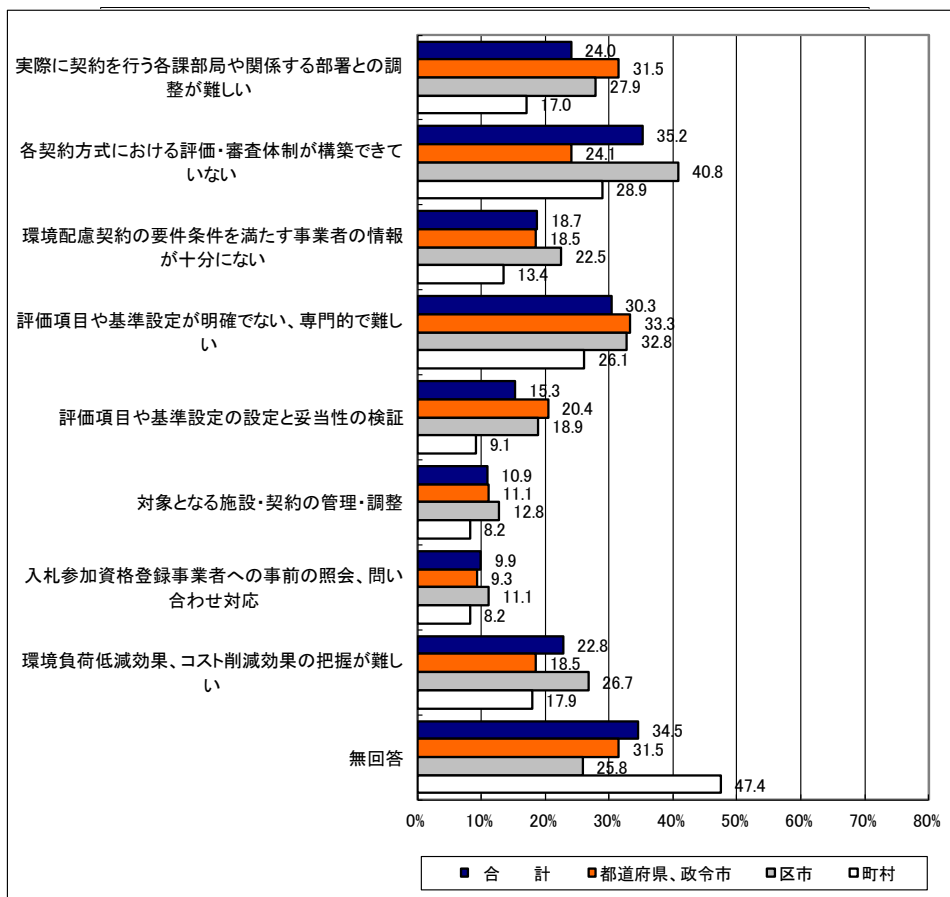


図35. 環境配慮契約の課題／電気供給

表 4 1. 環境配慮契約の課題／自動車購入及び賃貸借

団体分類	件数	の部実 調局際 整やに が関 難し すを いる 部 署 と 課	き て い な い 制 が お け る 構 築 で 評	価 各 契 約 方 式 に お け る 評 価 ・ 審 査 体 制 が 構 築 で き て い な い	報 件 環 境 配 慮 契 約 の 要 件 条 件 が 満 た ず 事 業 者 の 情 報 が 十 分 に あ ら な い	難 明 評 価 項 目 や 基 準 設 定 が 明 確 で な い、 専 門 的 で 難 し い	設 評 定 と 妥 当 性 の 検 証	の 対 象 と な る 施 設 ・ 契 約 の 管 理 ・ 調 整	い 合 わ せ 対 応	入 札 参 加 資 格 登 録 事 業 者 へ の 事 前 の 照 会 、 問 い 合 わ せ 対 応	難 し い 環 境 負 荷 低 減 効 果 、 コ ス ト 削 減 効 果 の 把 握 が 難 し い	無 回 答
合 計	1184	25.9	40.6	18.6	33.6	15.2	9.5	9.4	23.1	28.6		
都道府県、政令市	55	27.3	38.2	10.9	30.9	12.7	1.8	10.9	18.2	30.9		
区市	618	29.0	45.8	21.5	37.1	18.8	9.7	9.1	25.1	22.3		
町村	511	22.1	34.6	15.9	29.7	11.2	10.0	9.6	21.3	36.0		

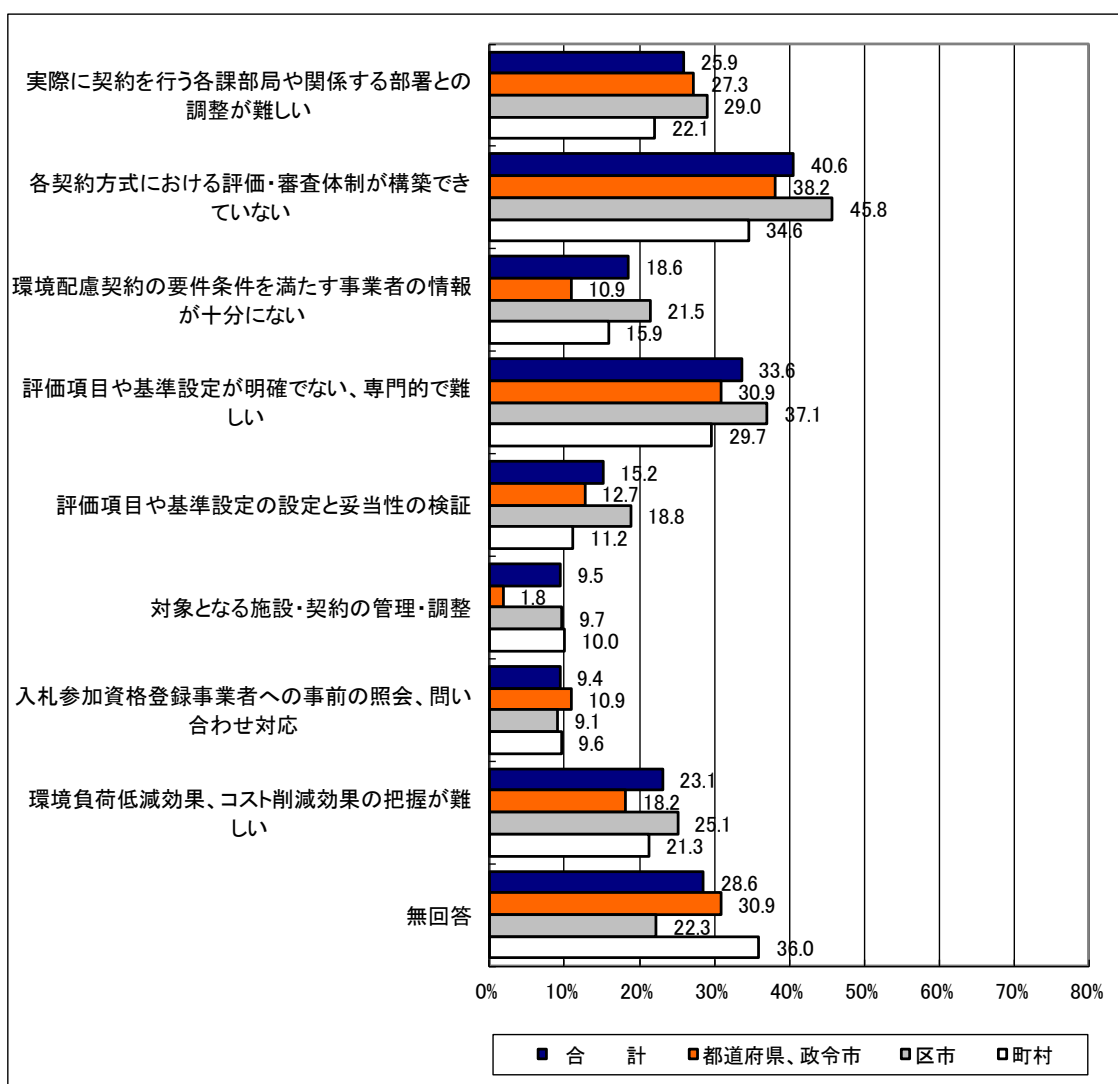


図 3 6. 環境配慮契約の課題／自動車購入及び賃貸借

表 4 2. 環境配慮契約の課題／船舶調達

団体分類	件数	の部実 調局際 整やに が関契 難係約 しすを いる部 署各と 課	き部実 てに い契 な約 い制 が お 構 築 で 評	価各契 約方 式に お け る 評	報が 十分 に な い 業 者 の 情 報	環境 配慮 契 約 の 要 件 条 件	難明 確し い で な い 、 基 準 的 な 評	設評 定と 妥 当 性 の 基 準 設 定 の 検 証	の対 象と な る 施 設 ・ 契 約 の 管 理 ・ 調 整	い合 わ せ 対 応 の 事 前 の 照 会 ・ 問 い	入札 参加 資格 登 録 事 業 者 へ の 事 前 の 照 会 ・ 問 い	難ス ト削 減効 果の 把 握 が 難 し い	環 境負 荷低 減効 果の 把 握 が 難 し い	無 回 答
合 計	147	2.7	5.4	2.7	2.7	2.0	1.4	0.7	2.0	90.5				
都道府県、政令市	4	-	75.0	25.0	25.0	-	-	25.0	25.0	-				
区市	29	10.3	13.8	10.3	6.9	6.9	6.9	-	6.9	72.4				
町村	114	0.9	0.9	-	0.9	0.9	-	-	-	98.2				

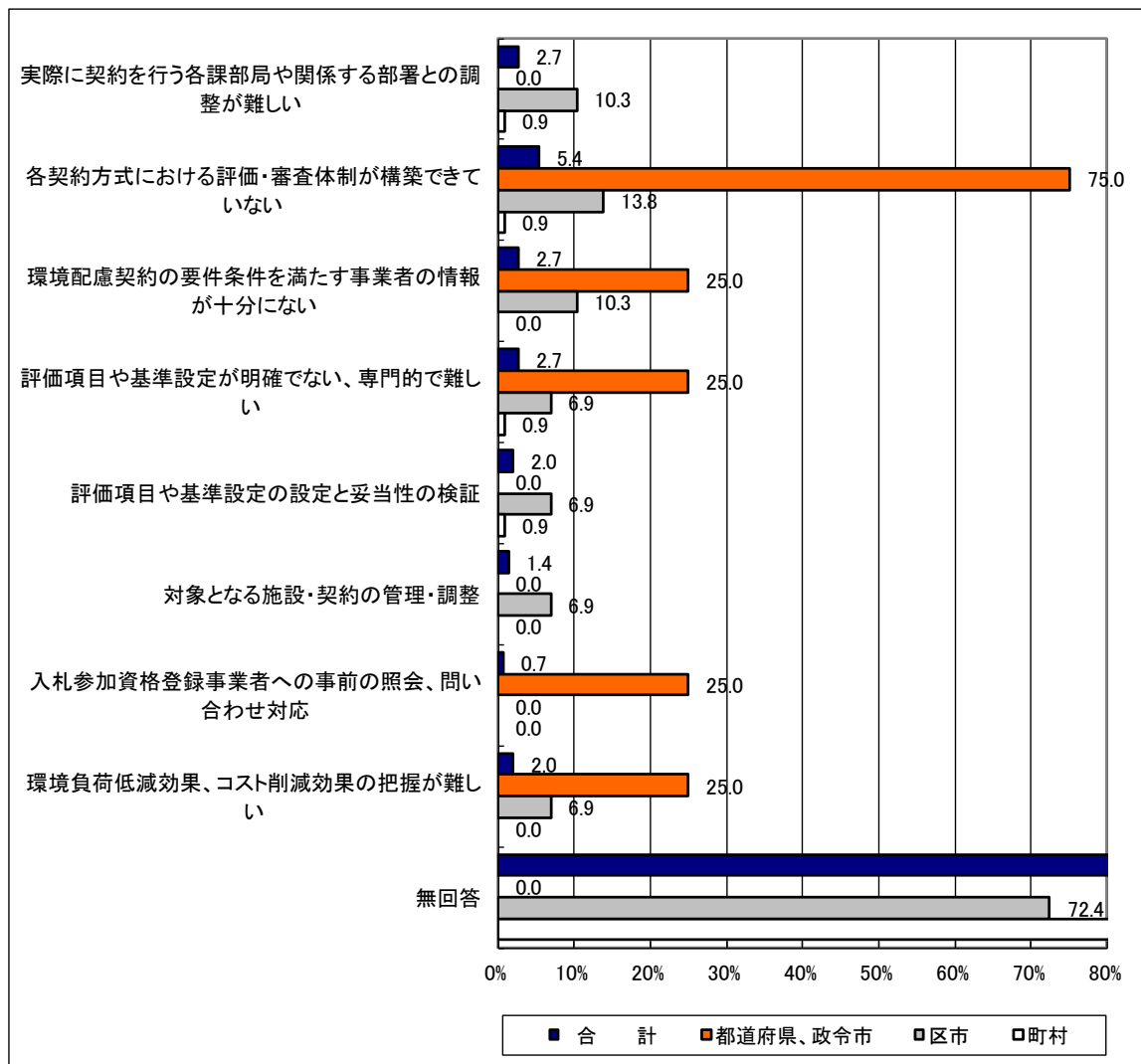


図 3 7. 環境配慮契約の課題／船舶調達

表 4 3 . 環境配慮契約の課題／ESCO事業

団体分類	件数	の部実 調整局 がに 難し す る 部 署 と 課	き て い な い 審 査 体 制 が 構 築 で き て い な い	価 各 報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	各 契 約 方 式 に お け る 評 価 ・ 審 査 体 制 が 構 築 で き て い な い	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答	報 件 環 難 明 評 設 評 の 対 い 者 入 難 ス 環 無 回 答
合 計	184	4.3	7.1	3.8	7.1	2.2	2.7	1.6	4.3	84.8	
都道府県、政令市	9	22.2	33.3	11.1	33.3	11.1	11.1	11.1	22.2	33.3	
区市	47	6.4	14.9	8.5	14.9	6.4	8.5	4.3	8.5	70.2	
町村	128	2.3	2.3	1.6	2.3	-	-	-	1.6	93.8	

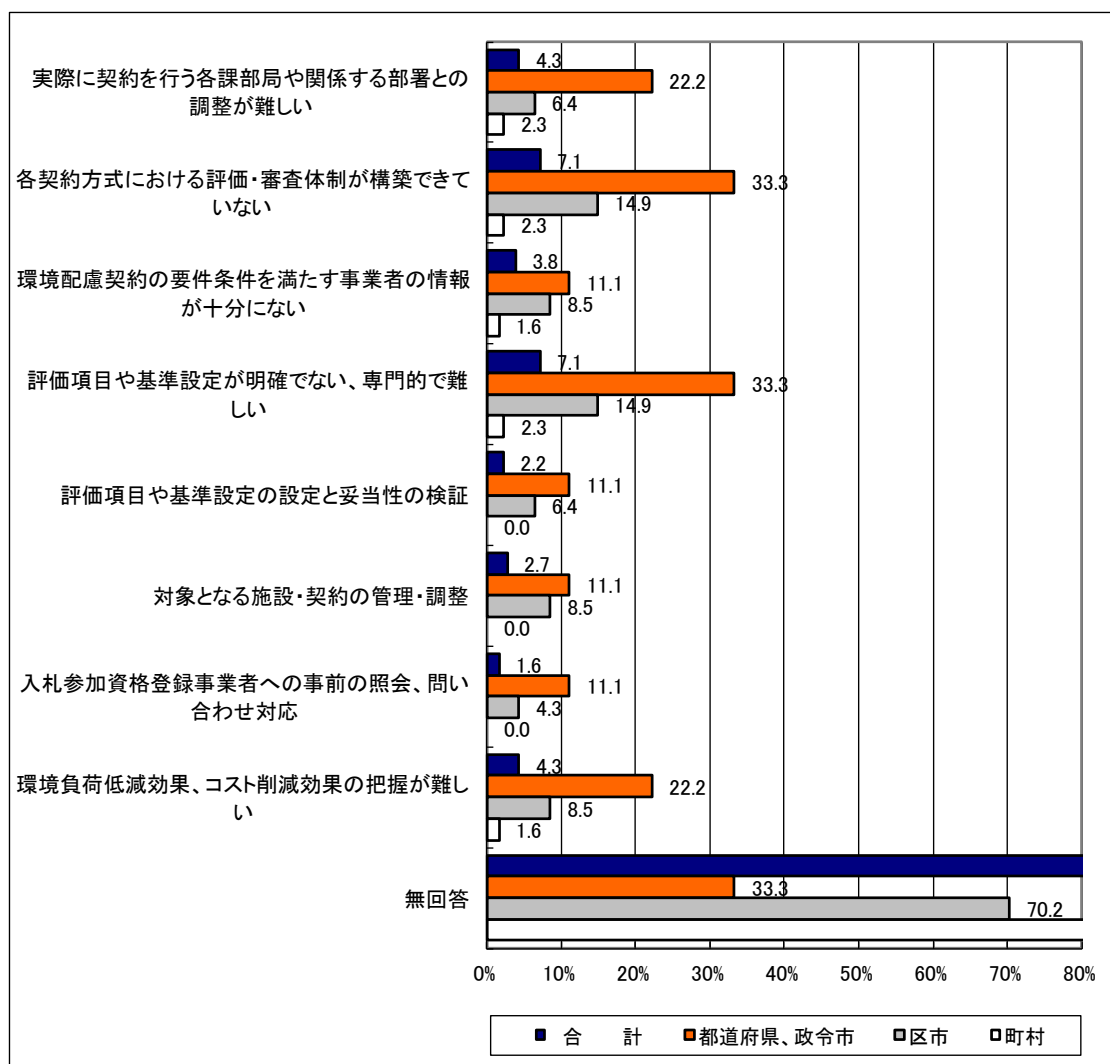


図 3 8 . 環境配慮契約の課題／ESCO事業

表 4 4. 環境配慮契約の課題／建築物の設計

団体分類	件数	の部実 調整局 が際 に 難 し い 係 約 を 行 う 部 署 と 課	き価各 て・契 い審約 な査方 い式に 制に が お 構 築 で 評	報件環 がを境 十満配 分た慮 にす契 に約の な事業 い者要 の件 情条	難明評 し確価 いで項 ない目 、基 準 設 定 が	設評 定価 と項 妥目 当や 性基 の準 検設 定の	の対 管象 理と ・調 整施 設 ・契 約	い者入 合への わ事加 せ前資 対前格 応の登 照録 会、事 業	難ス環 しい削 減負 効果荷 の低 減減 効果 の効 果、 把握 がコ	無 回 答
合 計	1088	25.4	41.5	20.6	36.0	15.3	9.7	8.4	24.4	28.6
都道府県、政令市	51	21.6	49.0	17.6	39.2	11.8	3.9	3.9	27.5	31.4
区市	573	29.7	47.5	23.6	39.3	18.5	10.5	8.9	27.7	21.5
町村	464	20.5	33.2	17.2	31.7	11.9	9.5	8.2	20.0	37.1

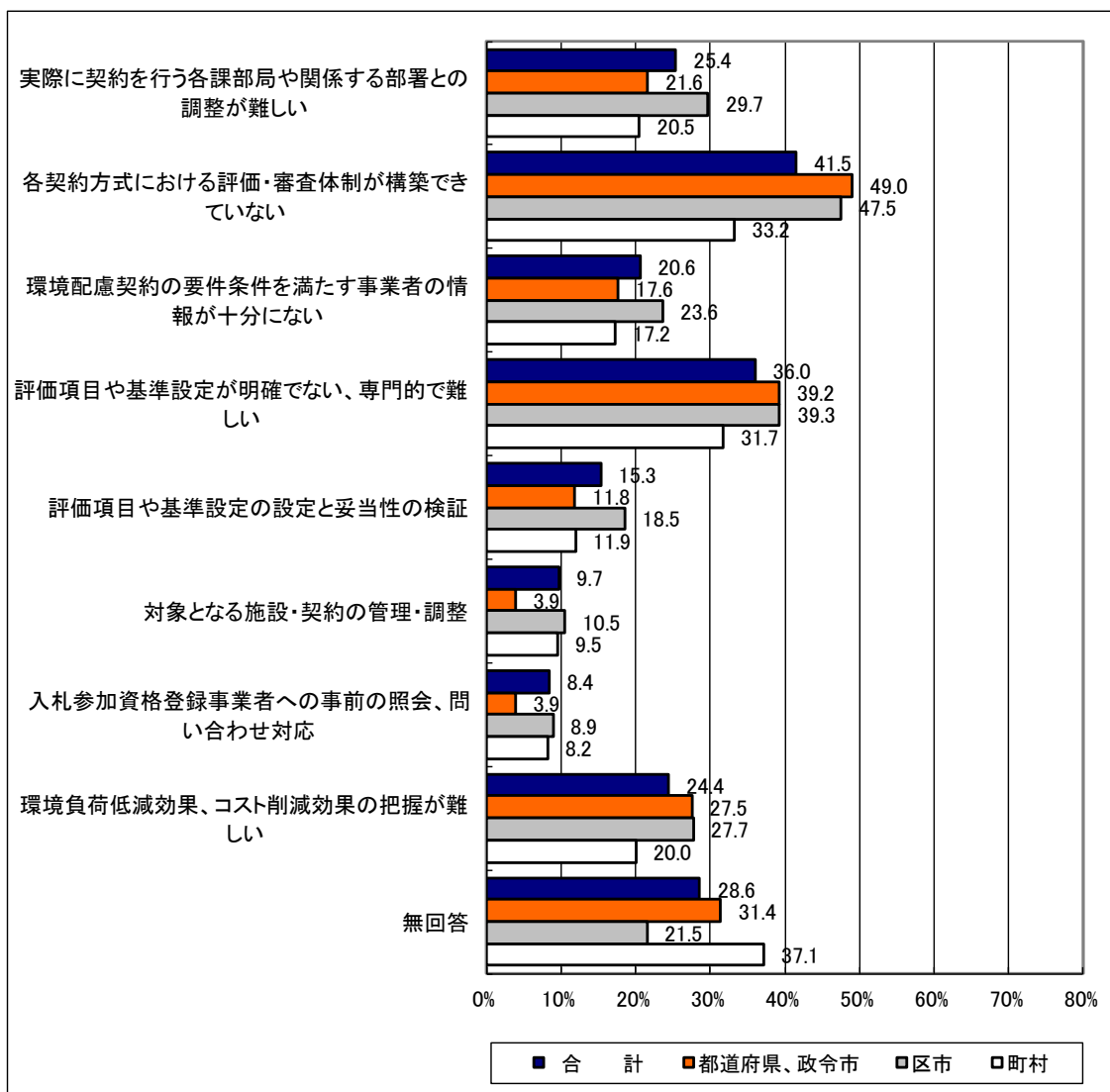


図 3 9. 環境配慮契約の課題／建築物の設計

表 4 5. 環境配慮契約の課題／産業廃棄物処理

団体分類	件数	の部実 調局際 整やに が関契 難係約 しすを 行部 署う と各 課	価各 き・契 いて約 いな方 ない式 ににお ける 構築 で評	報件環 がを満 十分配 にす契 ない約 の事業 者要 の件 情条	難明評 し確価 いいで ない目 、基 準 専門設 定的定 でが	設評 定価 と項 妥目 当や 性基 の準 検設 定の	の対 管象 理と ・な 調る 整施 設 ・契 約	い者入 合への わの せ事 対前 応の 照 会、 問業	難ス しい 削 減 効果 の低 減 効果 の把 握 がコ	無 回 答
合 計	808	23.4	37.6	20.2	32.2	14.7	9.3	8.3	23.3	35.0
都道府県、政令市	49	24.5	34.7	14.3	36.7	18.4	8.2	12.2	30.6	26.5
区市	448	28.1	47.3	24.6	37.1	18.3	10.7	9.4	27.7	24.8
町村	311	16.4	24.1	14.8	24.4	9.0	7.4	6.1	15.8	51.1

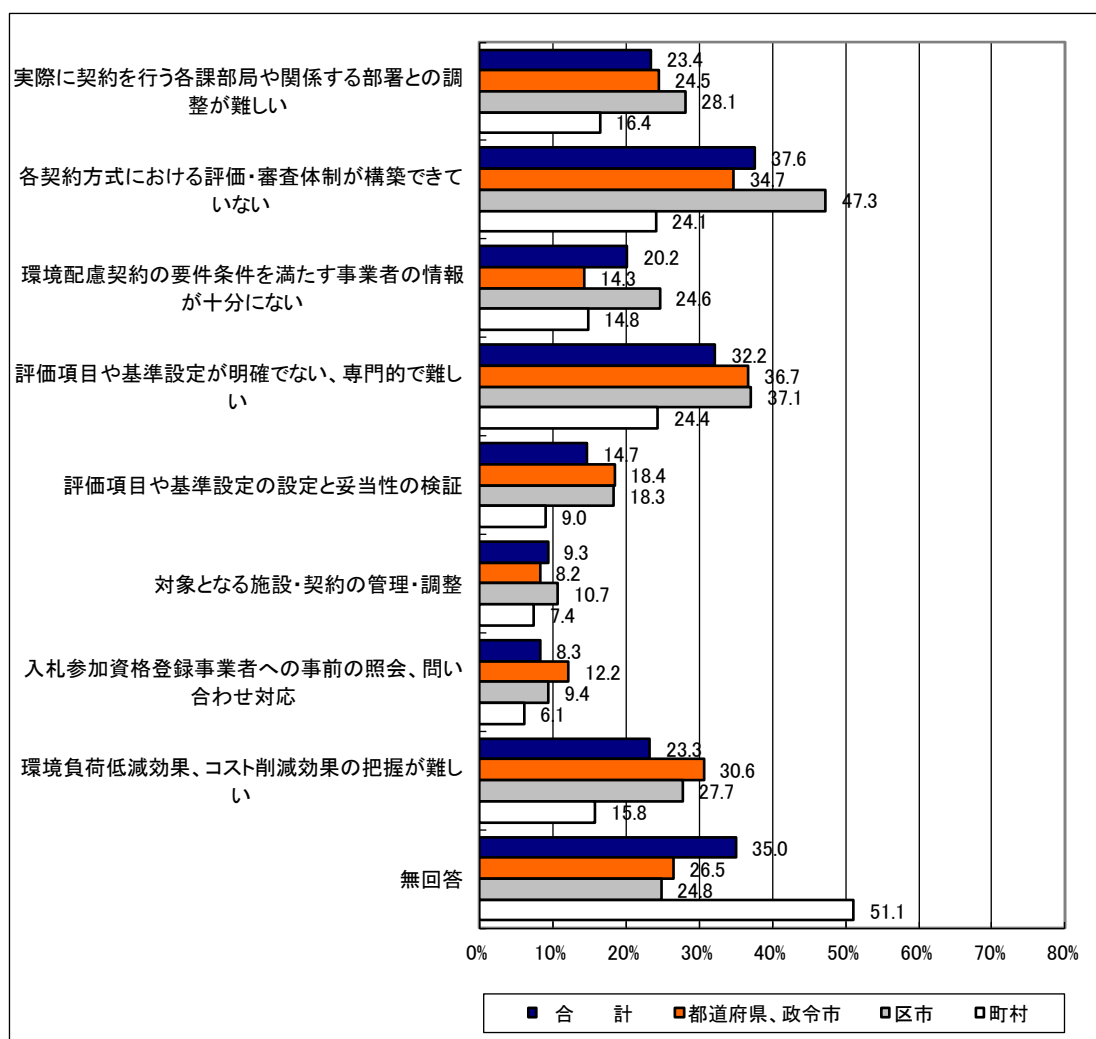


図 4 0. 環境配慮契約の課題／産業廃棄物処理

3-3-5 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問4-6）

環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組としては、全体の60.7%が「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」を挙げ、次いで「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」(42.7%)、「環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示」(41.7%)、が挙げられた。

以上のことから、「マニュアル」、「入札様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明・教育資料の提供について検討する必要がある。

表46. 国への支援希望

団体分類	件数	国に関する情報提供「基本方針」に関する情報提供	環境配慮契約法に基づく「基本方針」に関する情報提供	環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式	環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル	標準的な評価算定支援ツール等の提供	環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示	相談窓口の設置	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	職員研修の実施	その他	特に必要はない	無回答
全体	1738	33.6	42.7	60.7	33.8	41.7	13.3	17.2	32.9	19.9	1.9	6.0	16.2	
都道府県、政令市	67	58.2	59.7	76.1	52.2	64.2	29.9	23.9	56.7	17.9	3.0	4.5	1.5	
区市	783	38.1	49.0	70.2	41.8	48.8	16.5	18.0	36.3	21.1	2.0	4.5	10.3	
町村	888	27.8	35.8	51.1	25.3	33.8	9.3	16.0	28.0	19.0	1.7	7.4	22.5	

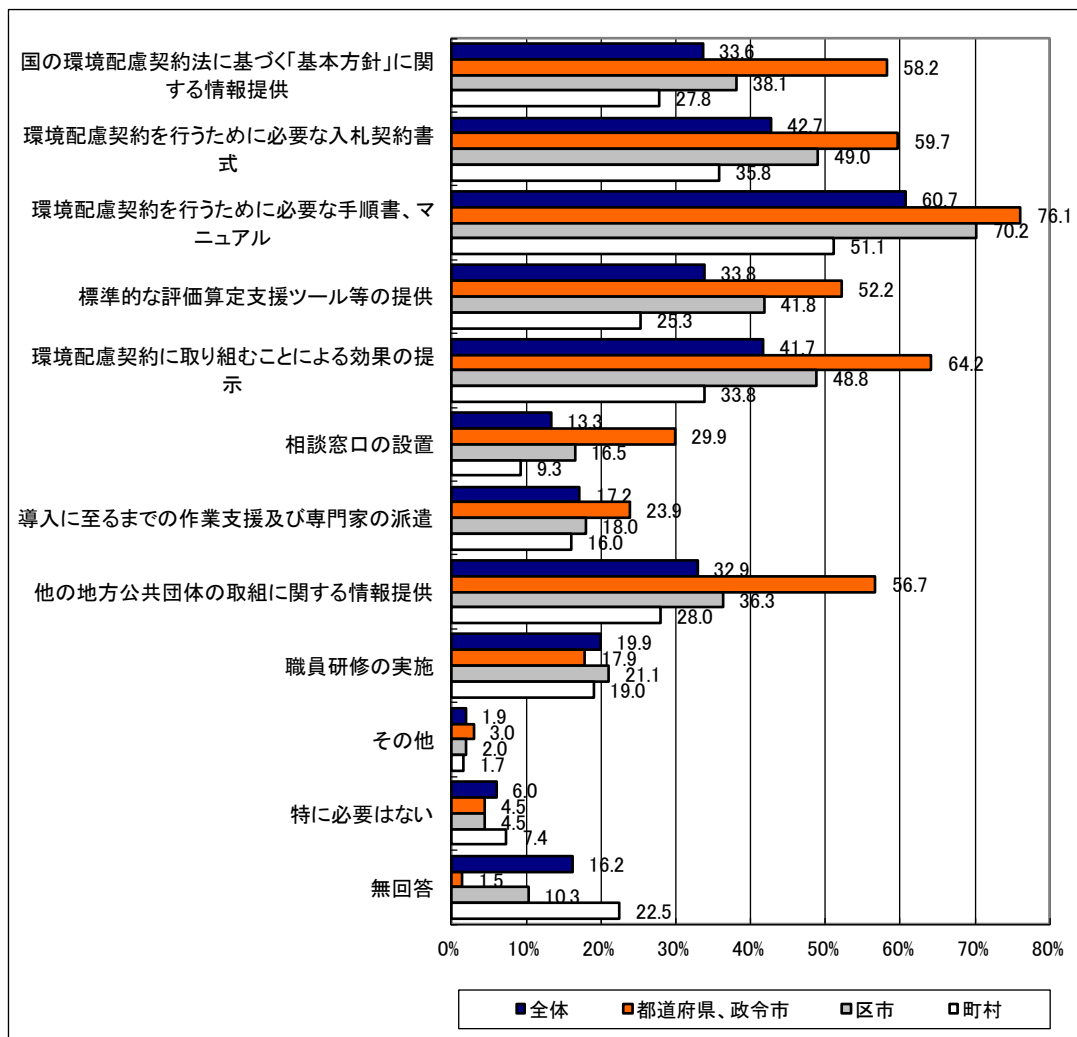


図41. 国への支援希望

3-3-6 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問4-7）

環境配慮契約の推進に際しては、全体の51.0%が「特に参考になっているものはない」と回答した。全体として「国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料」や「他の自治体による取組」を参考としている地方公共団体が見られるほか、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」に対するニーズはありと考えられる。このマニュアルの内容の充実を図り、特に、組織的に取り組んでいない地方公共団体に対して普及を進めることが有効と考えられる。

表4-7. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

団体分類	件数	資料に基づく基本方針・解説に	環境配慮契約法取組事例データベース	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	環境配慮契約のすすめ	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	その他	特に参考になっているものはない	無回答
全体	1738	15.2	3.9	9.7	3.7	12.9	0.5	1.2	51.0	22.1
都道府県、政令市	67	65.7	16.4	35.8	11.9	29.9	1.5	4.5	13.4	14.9
区市	783	19.9	4.7	11.9	3.6	14.4	0.8	1.7	49.9	17.9
町村	888	7.3	2.3	5.7	3.3	10.4	0.1	0.6	54.8	26.4

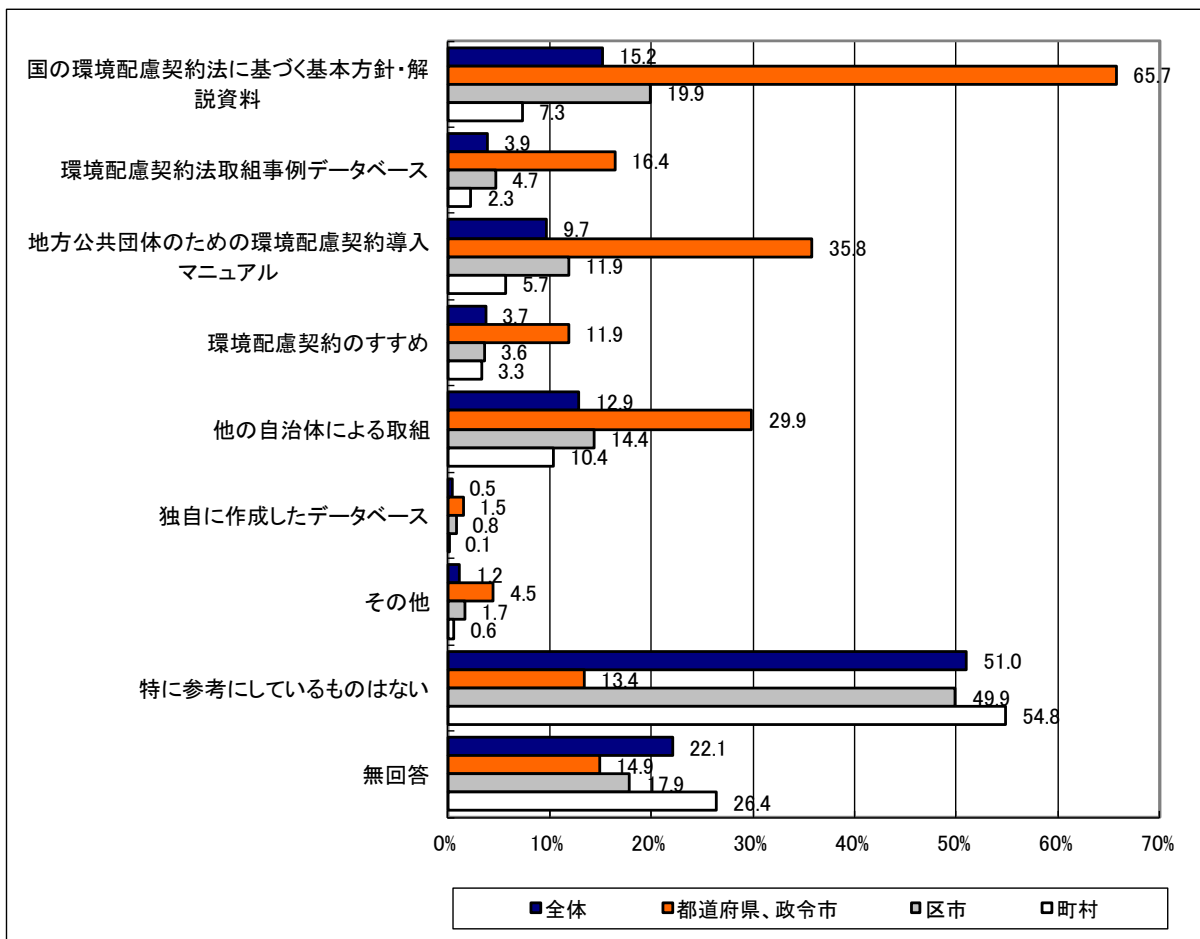


図4-2. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-3-7 環境配慮契約実績の把握と公表について（問4-8）

環境配慮契約法では、地方公共団体が環境配慮契約の締結の実績を取りまとめ、公表することを努力義務として位置付けている（平成十九年法律第五十六号第十一条四項）。

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した団体の契約実績の把握状況は、電気、自動車、建築物を中心に組み込まれているが、全体の25~50%程度（母数の少ない船舶を除く）と低い。

規模別では、都道府県・政令市は、電気では約8割把握しているが、自動車、ESCO、建築物、産業廃棄物では2割強から5割となっている。

■電気供給

表4-8. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	308	46.8	39.9	13.3
都道府県、政令市	31	80.6	19.4	-
区市	196	53.6	42.9	3.6
町村	81	17.3	40.7	42.0

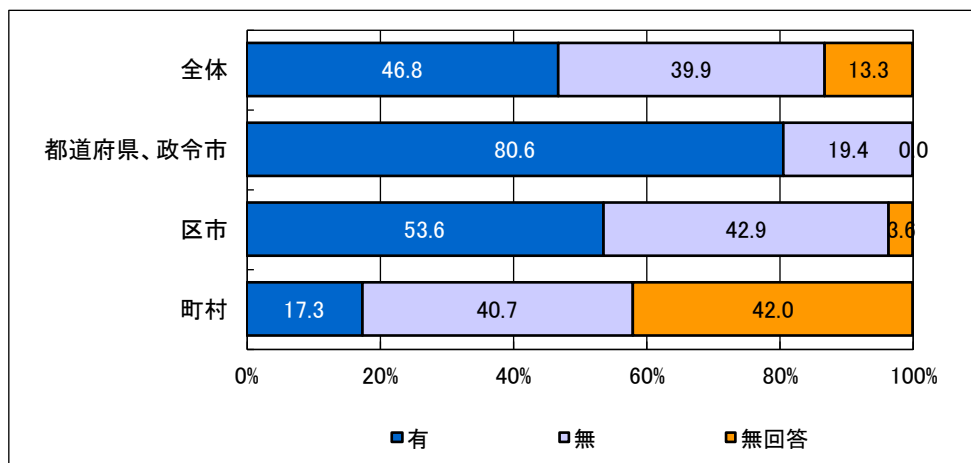


図4-3. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

■ 自動車の購入及び賃貸借

表 4 9 . 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	414	29.0	55.8	15.2
都道府県、政令市	24	50.0	50.0	-
区市	214	32.2	59.3	8.4
町村	176	22.2	52.3	25.6

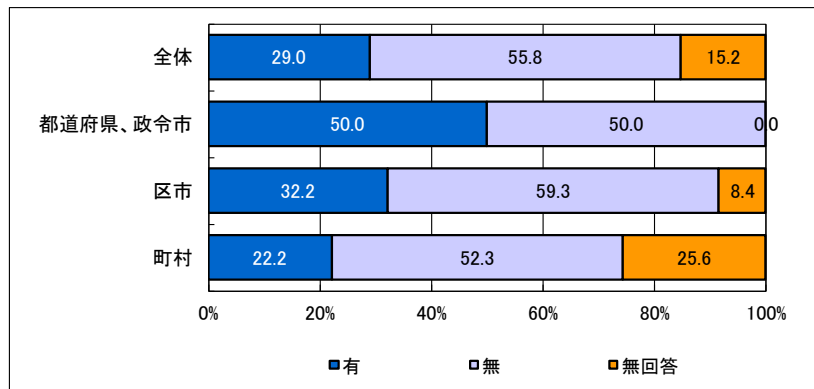


図 4 4 . 環境配慮契約実績の把握（自動車の購入及び賃貸借）

■ 船舶調達

表 5 0 . 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	15	-	20.0	80.0
都道府県、政令市	1	-	100.0	-
区市	3	-	66.7	33.3
町村	11	-	-	100.0

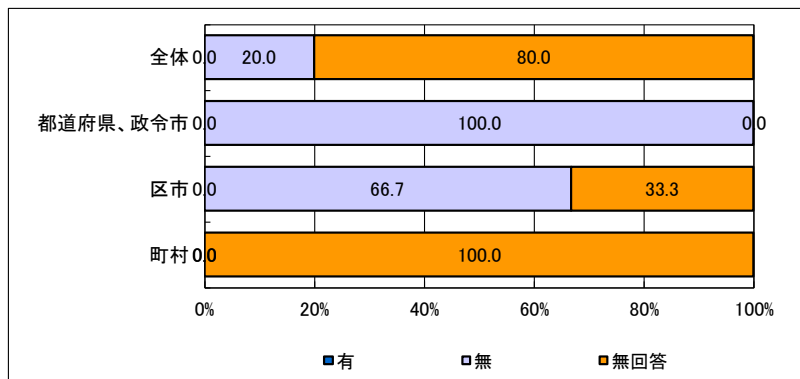


図 4 5 . 環境配慮契約実績の把握（船舶調達）

■ ESCO 事業

表 5 1. 環境配慮契約実績の把握 (ESCO 事業)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	39	23.1	35.9	41.0
都道府県、政令市	5	20.0	80.0	-
区市	15	33.3	53.3	13.3
町村	19	15.8	10.5	73.7

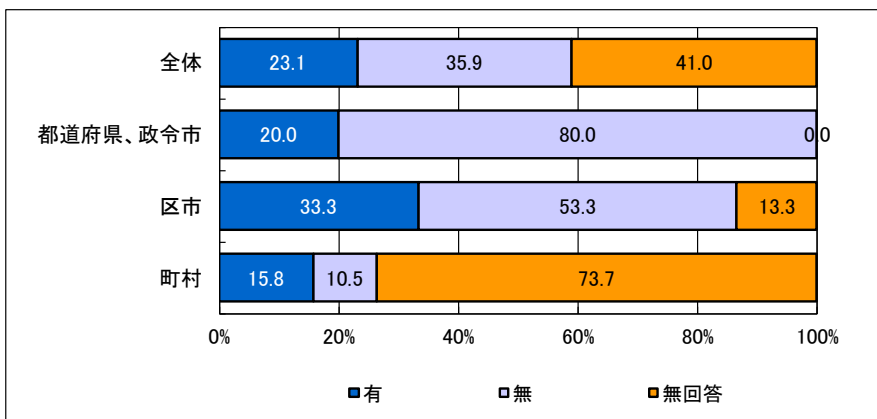


図 4 6. 環境配慮契約実績の把握 (ESCO 事業)

■ 建築物設計

表 5 2. 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	308	20.8	64.3	14.9
都道府県、政令市	21	23.8	71.4	4.8
区市	158	23.4	69.0	7.6
町村	129	17.1	57.4	25.6

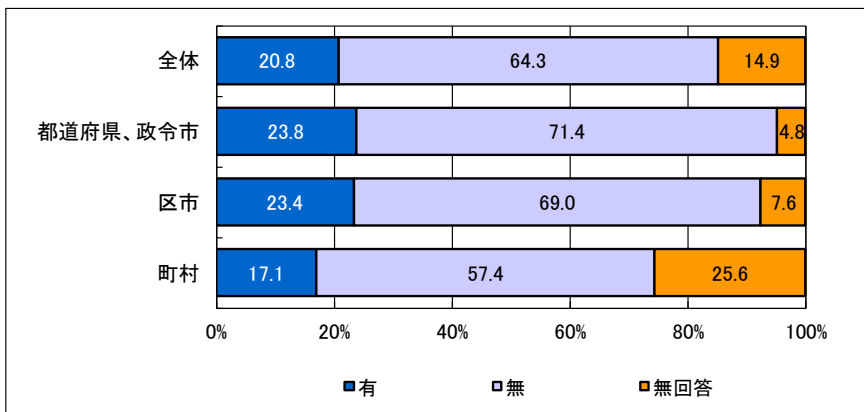


図 4 7. 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

■産業廃棄物処理

表 5 3. 環境配慮契約実績の把握（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	224	19.2	60.3	20.5
都道府県、政令市	7	28.6	71.4	-
区市	127	25.2	67.7	7.1
町村	90	10.0	48.9	41.1

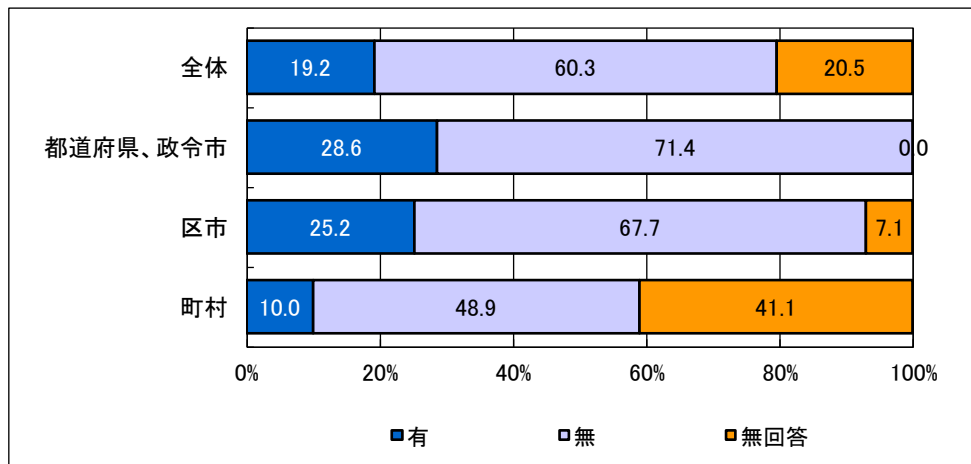


図 4 8. 環境配慮契約実績の把握

3-3-8 環境配慮契約の効果及びその定量把握（問4-9）

■環境配慮契約の効果

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した605団体に、環境配慮契約の効果を確認したところ「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」等が挙げられた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」が26.8%と高い一方で、「わからない」と回答した団体も39.0%を占めている。

表54. 環境配慮契約の効果

団体分類	件数	温室効果ガス等の削減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
全体	605	11.6	8.9	7.1	2.8	50.4	0.3	30.7
都道府県、政令市	41	26.8	17.1	31.7	19.5	39.0	-	7.3
区市	337	14.8	11.9	7.7	2.7	49.0	0.6	27.6
町村	227	4.0	3.1	1.8	-	54.6	-	39.6

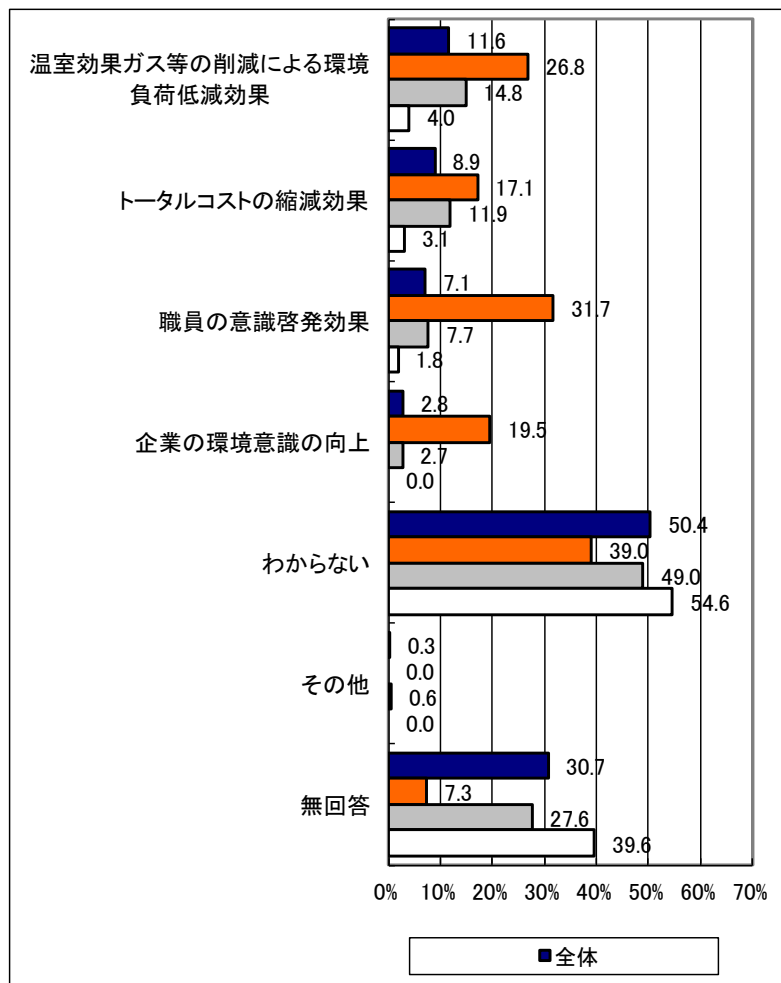


図49. 効果把握事例

■環境配慮契約の定量把握

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 605 団体に、環境配慮契約の定量把握の状況を確認したところ、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」が挙げられた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」は 14.6%にとどまり、約 3 割が「わからない」と回答している。環境配慮契約の定量把握のための手法事例等を検討し、公表していくことが必要と考えられる。

表 5 5. 環境配慮契約の定量把握の状況

団体分類	件数	温室効果ガス等の削減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
全体	605	5.1	3.1	-	0.5	43.5	0.5	49.6
都道府県、政令市	41	14.6	4.9	-	-	34.1	-	51.2
区市	337	6.5	4.2	-	0.9	41.2	0.9	49.6
町村	227	1.3	1.3	-	-	48.5	-	49.3

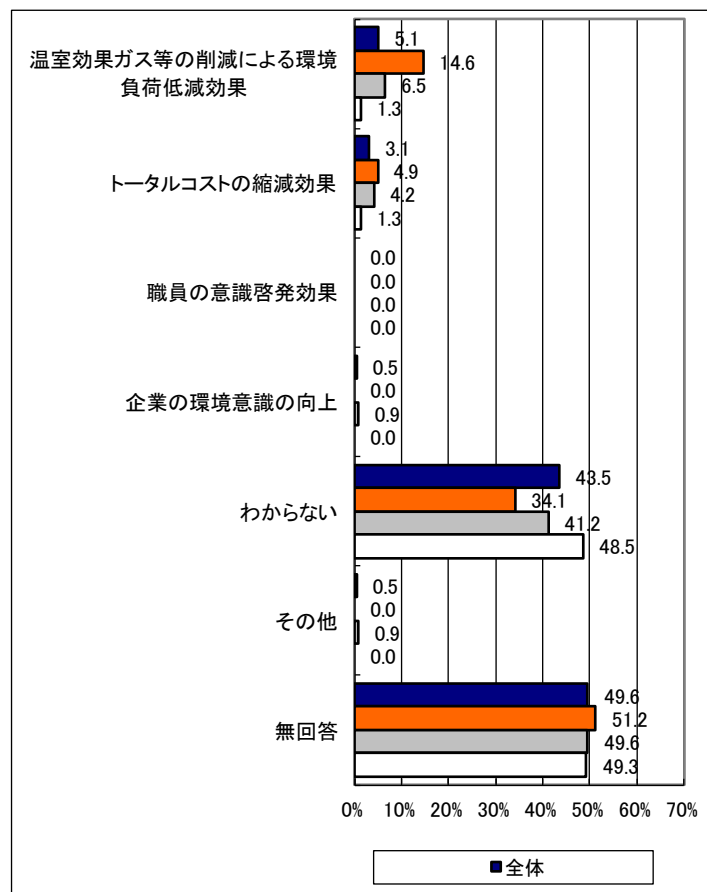


図 5 0. 環境配慮契約の定量把握の状況

3-3-9 定量効果の把握における具体的な方法（問4-10）

具体的な方法としては、電気では、PPSに変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量の差を算定する事例や、ESCO 事業によるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例が挙げられる。

また、分類ごとの効果把握だけでなく、福井県勝山市のように入札時における事業者選定に際して、環境への取組を評価項目とするなどの地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組も行われている。

表 5 6. 定量効果の把握における具体的な方法

都道府県	市区町村	方法
北海道	ニセコ町	1. 購入電力量と水力発電のCO ₂ 排出係数。 2. 電力料金の過去分との比較。
北海道	南幌町	南幌町地球温暖化対策実行計画の中で、温室効果ガス（CO ₂ ）削減の取組を行っている
栃木県	栃木県	栃木県環境マネジメントシステムによるデータ及び各部局への調査により、温室効果ガス排出量を把握している。
埼玉県	埼玉県	四半期毎にESCO 事業者にも、事業の実績報告書の提出及び実施状況の説明を受け確認している。
埼玉県	春日部市	契約の変更による効果（温室効果ガスや電気料金）の試算
埼玉県	戸田市	事業者の排出係数を基に温室効果ガスの排出量を算出
埼玉県	小川町	特定電気事業者からの電力購入により、時間ごとの使用電力量が把握できるようになり、節電への取組みがし易くなった。また、各施設の電力使用量の削減に繋がった。
東京都	中央区	電気使用料から温室効果ガス排出量を算出している。
東京都	新宿区	毎年、区有施設のエネルギー使用量及びごみ排出量等について集計し、温室効果ガス排出量を算定している。
東京都	台東区	台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画における対象施設のエネルギー使用量による温室効果ガス算定。
東京都	大田区	【電気の供給を受ける契約】旧一般電気事業者と比較し、その効果を推計している。
東京都	北区	国で公表されているGHG排出係数を用い、算定している。
東京都	八王子市	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る調査にて、各所管へ照会し確認している。
東京都	武蔵野市	従来契約との比較
東京都	町田市	PPSとの電気需給契約では、東京電力と契約した場合との料金の差額がわかる。また、入札参加資格要件として、「一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の実排出係数及び調整後排出係数」のうち、「調整後排出係数」が環境省が公表している「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づく代替値未満であることを求めている。
東京都	日野市	電気の供給を受ける契約において、使用量が数値で把握できるため、

		従来とのコスト比較ができる。
東京都	羽村市	係数等を用いて算定した削減効果の対比評価
神奈川県	茅ヶ崎市	従前の電力会社との排出係数と比較
神奈川県	厚木市	電気の排出係数と使用量から
神奈川県	寒川町	電気の供給を受ける契約について、一般競争入札を行い、契約する特定規模電気事業者の電気料金が、一般電気事業者における電気料金と比較して、どのくらい下がる見込みかを把握している。
新潟県	新潟市	電力の環境配慮入札を実施した所属から実施結果報告を提出してもらう。コスト削減効果については、予定価格と落札価格の差により算定（予定価格は非公表であるため、削減効果については個別案件ごとには公表していない）。温室効果ガスの削減効果については、落札事業者（PPS）と東北電力の調整後排出係数を予定使用電力量に乗じた数量の差で算定。
新潟県	五泉市	毎年の温室効果ガス排出量を把握している。
福井県	勝山市	入札案件で、価格だけではなく環境に配慮した取り組みを評価した項目を設けている。
長野県	売木村	温暖化防止計画を定め、長野県飯田市の作成した「イイムス21」を利用して実施している。
静岡県	富士市	ESCO 事業において、受託業者に温室効果ガスの削減量及び光熱水費の削減額を算出させている。
愛知県	愛知県	各所属に照会した契約実績をもとに、温室効果ガス排出量を算定
愛知県	豊橋市	とよはしエコマネジメントシステムについてCO2の排出量を計算している。
愛知県	岩倉市	電気の供給を受ける契約で、温室効果ガスの排出量を算定し、過年度分との比較で削減量を把握する。
三重県	四日市市	落札業者と中部電力（株）の二酸化炭素排出量と電気料金を計算している。
三重県	桑名市	電気料金の削減額を算出する
滋賀県	滋賀県	前年度と同様の電力会社と契約した場合の温室効果ガス排出量と、実際の契約電力会社の排出係数で算定した温室効果ガス排出量との比較による。
滋賀県	大津市	・二酸化炭素の削減量については、平成27年度とそれ以前の入札落札業者との二酸化炭素排出係数を用いて算出した二酸化炭素の排出量の比較により、把握している。 ・トータルコストについては、平成27年度とそれ以前の入札落札業者との落札額及び支払った電気使用料金の比較により把握している。
大阪府	大阪府	庁内の温室効果ガス排出量に関する活動量調査を実施し、各所属の実績値を把握している。
兵庫県	芦屋市	電力使用量及び電力供給会社が公表する温室効果ガス排出係数の積算により、年度・施設ごとの温室効果ガス排出量を積算する。

岡山県	赤磐市	予定価格から削減率を算出。対前年度歳出額から削減率を算出。
佐賀県	佐賀市	施設エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出量を算定しており、環境配慮契約法に基づく電力の供給を受ける契約に基づく業者選定を実施した効果は毎年把握している。